

# 松戸市教育委員会会議録

平成28年2月定例会

# 松戸市教育委員会会議録

平成 28 年 2 月定例

開 会	平成28年2月9日 (火) 14時00分	閉 会	平成28年2月9日(火) 16時30分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	松田 素行	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 伊藤 誠	○
	教育長職務代理者 山田 達郎	○	委 員 市場 卓	○
	委 員 松田 素行	○	委 員 武田 司	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

# 教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 28 年 2 月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	鈴木 三津代	21	市民会館 館長	橋本 勝行
2	学校教育部 部長	山口 明	22	〃 専門監	大村 雅英
3	学校教育部 参事監	門 良英	23	生涯学習推進課 課長	鈴木 正則
4	教育企画課 課長	宮間 秀二	24	〃 青少年会館長	杉浦 正和
5	〃 課長補佐	加藤 将秀	25	〃 課長補佐	小野寺 くみ子
6	〃 主幹	大西 真	26	図書館 館長	中川 礼治
7	〃 主幹	横田 浩一	27	〃 館長補佐	山田 泰子
8	〃 主査	橋本 欣之	28	戸定歴史館 館長	斉藤 洋一
9	〃 主事	伊藤 翔	29	〃 館長補佐	町山 信吾
10	教育情報センター 所長	堤 和子	30	博物館 館長	林 総太郎
11	〃 所長補佐	松本 鉄郎	31	〃 次長	山田 尚彦
12	教育財務課 課長	星野 敦子	32	学務課 課長	久保木 晃一
13	〃 専門監	三根 秀洋	33	〃 専門監	渡部 光洋
14	教育施設課 課長	関 聡	34	〃 課長補佐	池田 浩二
15	〃 専門監	渡部 優樹	35	〃 課長補佐	西郡 泰樹
16	社会教育課 課長	嶋野 嘉之	36	指導課 課長	波田 寿一
17	〃 専門監	町山 茂昭	37	〃 主幹	長妻 一美
18	スポーツ課 課長	田岡 等	38	保健体育課 課長	浅井 康正
19	〃 課長補佐	齋藤 健司	39	〃 学校給食担当室長	鈴木 章雄
20	〃 主幹	菊地 俊一	40	〃 課長補佐	佐野 公雄

# 教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 28 年 2 月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
41	保健体育課 課長補佐	松丸 司	61		
42	” 指導主事	御園生 朋寛	62		
43	” 主事	保坂 菜乃子	63		
44	教育研究所 所長	鈴木 孝則	64		
45	” 所長補佐	小澤 英明	65		
46	市立高校 事務長	浅野 輝男	66		
47	” 事務長補佐	岩渕 宏志	67		
48			68		
49			69		
50			70		
51			71		
52			72		
53			73		
54			74		
55			75		
56			76		
57			77		
58			78		
59			79		
60			80		

## 平成28年2月定例教育委員会会議 議題目次

### (1) 議案

#### ① 議案第40号

松戸市教育功労者の表彰について (保健体育課) … p 1

#### ② 議案第41号

松戸市立高等学校教育職員の人事評価に関する  
規則の一部を改正する規則の制定について (学務課) … p 3

#### ③ 議案第42号

教育職員の勤務時間及び休暇等に関する規則  
及び松戸市立高等学校管理規則の一部を  
改正する規則の制定について (学務課) … p 6

#### ④ 議案第43号

松戸市立小学校及び中学校文書取扱規程の  
一部を改正する訓令の制定について (学務課) … p 12

#### ⑤ 議案第44号

平成28年度教育委員会組織定数及び平成28年  
4月1日付教育委員会職員(市費負担職員)に係る  
人事異動基本方針の制定について (教育企画課) … p 15

#### ⑥ 議案第45号

平成28年度教育施策基本方針について (教育企画課) … p 17

#### ⑦ 議案第46号

平成27年度3月教育費補正予算について (教育企画課) … p 27

#### ⑧ 議案第47号

平成28年度教育費予算について (教育企画課) … p 37

### (2) その他

**教育長** それでは、傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に、3名の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

なお、これ以降傍聴の申し出がある場合には、事務局への受け付けをもって許可にかえることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。お願いします。

(傍聴人入室)

---

◎開 会

**教育長** それでは、ただいまから平成28年2月定例教育委員会会議を開催いたします。

---

◎会議録署名委員の指名

**教育長** 開会に当たり、本日の会議録署名人を松田委員にお願いいたします。

**松田委員** はい、わかりました。

**教育長** よろしく申し上げます。

---

◎議案の提出

**教育長** それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案8件となっております。

このうち議案第46号、議案第47号は、市長に対し意見を申し出る事項であって、市長の意思決定にかかわる重要な事項に属するものです。

したがいまして、議案第46号、議案第47号の審議を秘密会としてはいかがか、お諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により決をとらせていただきます。

この後行われます教育委員会会議のうち、議案第46号、議案第47号の審議を秘密会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長** ありがとうございます。

ご異議がないものと認め、議案第46号、議案第47号の審議は秘密会といたします。

なお、秘密会は議事録をとっていないところですが、議案第46号、議案第47号につきましては記録を残したいと考えております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長** ご異議がないものと認め、そのように取り計らいます。

では、ここからの議事進行を山田教育長職務代理者をお願いいたします。よろしくお願ひします。

---

◎議案第40号

**教育長職務代理者** それでは、日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

議案第40号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

では、ご説明をお願いいたします。

保健体育課長。

**保健体育課長** 保健体育課でございます。よろしくお願ひいたします。

お手元の資料につきましては、1ページ、2ページが議案第40号にかかわる資料でございます。

議案第40号「松戸市教育功労者の表彰について」ご説明させていただきます。

今回、表彰は松戸市教育委員会表彰規則第2条及び第4条に該当するものでございます。

対象となりますのは、1ページに記載の平成27年11月17日にお亡くなりになりました学校医の足立倫康先生でございます。

先生のご経歴等につきましては、2ページの推薦調書に記載のとおりでございます。

足立先生には、長い年月にわたりまして、児童・生徒の健康の保持、増進と学校保健の推進のためにご尽力をいただきました。このことに対しまして感謝の意を表するため、ご提案申し上げる次第でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

**教育長職務代理者** 議案第40号については、ただいまの説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。いかがでしょうか。

新松戸南中学校が学校医として現職の11月16日までお勤めいただいて、お亡くなりになら

れたということのようで、大変長い、32年間ということですね。

表彰の適用項目等、よろしいでしょうか。

伊藤委員、お願いします。

**伊藤委員** この方について、特段、何ら異存はないんですが、表彰の基準について1点確認をさせて下さい。先般いただいた表彰基準によると、例えば学校医等については10年以上で退任時というふうにあるんですが、こういう表彰というのは、この方のように32年8カ月勤められても、退任されない限り、何らかの事情で長年にわたってありがとうございますということで表彰するということはないのですね。だから退任するか、あるいは今回のように亡くなられたときにしか表彰しないというふうに考えていいのか、あるいは何か特別な事情があれば退任しなくても、また非常に長い年月になったんで何か表彰されるというようなことはあるのかどうかだけ、ちょっと確認させてください。

**教育長職務代理者** 保健体育課長、お願いします。

**保健体育課長** 今の表彰の年限についてですけれども、基本的には10年以上で退任されたときというふうにやっております。今までの例も見ましたら、やっぱりそれに全て該当しているような状況ですので、退任時ということが基本でございます。

**伊藤委員** わかりました。

**教育長職務代理者** よろしいでしょうか。

**伊藤委員** はい。

**教育長職務代理者** そのほかよろしいですか。

(「なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第40号を採決いたします。

議案第40号については、原案どおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議ないものと認め、議案第40号は原案どおり決定いたしました。

---

#### ◎議案第41号

**教育長職務代理者** 続きまして、議案第41号に移りますが、よろしいでしょうか。「松戸市立高等学校教育職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題と



いたします。

よろしいですか。学務課長、お願いいたします。

**学務課長** よろしくお願ひいたします。

議案第41号「松戸市立高等学校教育職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

これは、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部が平成28年4月1日より改正、施行されまして、第40条、これは勤務評定についてでございますけれども、それを削除、勤務評定という項目を削除して、23条の2、人事評価の根本基準、これが新設されることに伴いまして、本市の松戸市立高等学校教育職員の人事評価に関する規則の一部を、資料5ページをごらんください。その新旧対照表でございますように、第1条において、同法旧第40条第1項の規定、この部分を、改正に照らし合わせまして第23条の2の規定によりと変更するものでございます。

以上でございます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

条文の変更、これは施行が28年4月1日で、この規則は。

**学務課長** はい。

**教育長職務代理者** 法律のほうも4月1日からということですか。

**学務課長** はい。

**教育長職務代理者** まだ、法律はできていないんですか。国会にかかっているところ、もうできていますかね。

**松田委員** これは公布されています。

**教育長職務代理者** 公布されているんですか。

**松田委員** 26年に。

**教育長職務代理者** 26年に。そうすると、施行は4月1日からというのは、もう事実上……

**松田委員** これは私の解釈だと、26年5月14日に公布されて、それで施行のほうは2年以内という形で示されていますね。そういうことでよろしいのでしょうか。

**教育長職務代理者** よろしいですか。

(「はい」の声あり)

**教育長職務代理者** それで、条文数の変更ということで、私ももとのほうは当たったんですけども、40条の勤務成績の評定という項目が地方公務員法にありました。その根拠がかわ

ったということで、23条というのがあるんですけども、23条の2というのをつくって、そちらに移動するというに伴うものかと思います。

ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

松田委員、お願いします。

**松田委員** 質問させていただきます。

法の改正に基づき整備をしていただいたということですので、直接の質問は何もありません。

ただ関連して1つ質問があります。教育職員の人事評価ということになっていきますので、教育職以外の職員、これについての人事評価はどうなっているのか教えてください。

**教育長職務代理者** 教育企画課長。

**教育企画課長** 基本は、私どもの教育職員以外の市費負担教職員につきましても地方公務員法が適用になりますので、適正な人事評価がなされるべきでありますし、現に人事評価を行っております。

具体的には秋ごろ、10月ぐらいに所属長が所属職員の勤務評定をして、最終的には人事課に提出すると、そういう形になってございます。

以上です。

**教育長職務代理者** その実態じゃなくて、規則のつくりとしてということですね。

**松田委員** ええ、そうです。そういうことですね。例えば、教育委員会の職員ですとかそういったことまで含めて、今回地公法が改定になりましたので、地方公務員全員に当てはまるのではないかと思うんですけども、ここでは松戸市の教育職員だけ取り上げられましたが、それ以外の方々についてはどんなふうになっているのかなと思ったんです。

**教育長職務代理者** 教育企画課長、お願いします。

**教育企画課長** すみません。恐らく私の記憶が間違いなければ、市費負担教職員の勤務評定に関しての規則は恐らく制定されていないと思います。今の、今日提案しているような規則の勤務評定に限った個々の規則というのは、市職員、いわゆる市費負担職員に関してはないというふうに理解しております。

**教育長職務代理者** ちょっと整理すると、これは市立高等学校の教育職員の人事評価に関する規則というのがもともとあって、それを変更しますよという規則をつくりますと。人事評価に関する規則は、市立高等学校のは特別にこの規則があったけれども、それ以外の一般の職員の方については別の規則があって、この教育委員会じゃないところでそれを変えていると

かということですか。

要は整合が、これだけで片手落ちじゃないかという松田委員のご指摘は、教育職員というまず定義なんですけれども、教育職員は県費にあわせて来られている教員の方、それからその他学校の職員も入るんですか、教育職員というのは。

**松田委員** 教育職員は入らないですよ。

**教育長職務代理者** 入らない。教育に携わっている職員の方ということで、教員の方を指している。それで、その人事評価に関する規則というのがあった。それ以外の、だから、そうすると、もともと教員でない職員の方についてはこの規則の対象ではなかった。ですが、当然人事評価はやっているから、その根拠は別にあるということですか。

企画課長、お願いします。

**教育企画課長** 少なくとも、松戸市職員の勤務評定に関する規則という規則は、私の記憶ではないと思っています。それで、地方公務員法には、地方公務員法に基づいて、当然職員の評価は行わなければならないところではありますが、そういう具体的な規則というのは制定はされておりませんが、先ほど申しましたように、先ほど私が、秋ごろになると人事課から勤務評定に関する通知が来ると申しましたけれども、具体的には、だから規則ではないけれども、基本的には市長部局のほうから職員の勤務評定についてということでお達しが来て、それは市長部局も教育委員会も足並みをそろえて職員の勤務評定を行うと、そういう仕組みになっていると思います。

**教育長職務代理者** そのように思われます。

この例規集には、じゃ、載ってないんですよ。これは4ページを見ると、この規則は平成27年の松戸市教育委員会規則第6号で制定された規則ということで、新しいですかね。ということは、私も当然見ているはず。ちょっとバランスとして、これでいいのかどうかという確認をしてほしいという意図でございますので、それでよろしいですか。

**松田委員** はい。ちょっと今の点、補足を。

**教育長職務代理者** 松田委員、補足を。

**松田委員** それで構わないんですけども、松戸市の市立高等学校にはもちろん教育職と、それから事務職がいるわけです。今回地公法の改正によって、先ほど学務課長からも説明があったとおり、勤務評定という言葉がなくなってきたわけですよ。それで人事評価という言葉になってきたので、これは当然ながら両方の職種に整備されていかなければいけないだろうと思ったわけです。

今回の地公法の改正の第23条の2の第2項には、人事評価の基準及び方法に関する事項、その他人事評価に関し必要な事項は、任命権者が定めるものとする事となっています。したがって、その基準が何らかの形で示されなければならないのだと思います。その整備をお願いしたいなと思うところでございます。

**教育長職務代理者** よろしいですか。学務課でしょうか、企画課でしょうか。

私の手元にある古い例規集ですと、古い勤務成績の評定に関する規則というのがあります。というか、これがありましたということなんです。それが人事評価に関する規則にかわって制定されたのが、平成27年ということだろうと思います。このときには、松戸市立高等学校職員の勤務成績の評定に関する規則となっていますから、職員という言い方で、恐らく全部が入っていたものが、新しいほうでは教育職員という言い方になっているようです。これが整合がとれているのか、あるいは根拠を示して、松田委員の今ご指摘の中で不備がないかどうかという確認ですが。

部長、お願いします。

**学校教育部長** 教育職員の分は、もう基準的なものはつくってあるんですよ。今ご指摘の、つまり市職の部分につきましては、これは市立高校だけじゃなくて義務の学校にも市の職員はおりますので、その部分についてはちょっと確認をさせていただいて、人事課等との部分もございまして、そのあたりがどうなのか、ちょっと今ここでは申し述べるということではできませんので、確認をさせていただいて。

いいですか、生涯学習部長。

**生涯学習部長** はい。

**教育長職務代理者** 企画課長、お願いします。

**教育企画課長** すみません、やっと届きました。

私ども市長部局においては、これは人事評価制度マニュアルというものなんですけれども、この中で職員の評価の仕組みについて、これを所属長さんが熟読して職員の評価をすることになっております。その根拠となるものは、ここにもあるんですが、人事評価実施要綱という要綱で制定している、要綱を定めて実施しております。

それで、先ほど私が言ったように規則はないと言いましたが、やはりそのとおりでございますが、法律の規定にありますように、任命権者が定めることとなっておりますので、その任命権者が定めるものとしたしましては規則もありますが、要綱ということも許容されているというふうに考えてございます。

教育長職務代理者 要綱で手当てされているというご報告でした。

松田委員 はい、わかりました。

教育長職務代理者 この規則が変わったときに、対象を少し変えたんですね。

松田委員 そうですね、はい。

教育長職務代理者 教育職員に絞ったようです。

そのほか、よろしいでしょうか。

松田委員 ちょっと今ので確認なんですけど、両方とも勤務評定という言葉はなくなったわけですね。消えたという理解でよろしいですね。

教育長職務代理者 よろしいですね。

(「はい、そのとおりです」の声あり)

教育長職務代理者 ありがとうございます。

そのほか、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 ないようですので、これをもちまして質疑及び討論を終結といたします。

これより議案第41号を採決いたします。

議案第41号について、原案どおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第41号は原案どおり決定いたしました。

---

#### ◎議案第42号

教育長職務代理者 続きまして、議案第42号「教育職員の勤務時間及び休暇等に関する規則及び松戸市立高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

学務課長。

学務課長 よろしくお願ひいたします。

議案第42号「教育職員の勤務時間及び休暇等に関する規則及び松戸市立高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

これは、学校教育法の一部が平成28年4月1日より改正、施行され、第1章総則第1条で規定する学校種に「義務教育学校」が加筆されますことによって、その一部を改正するもの

でございます。

添付いたしました8ページの新旧の対照表をごらんください。

同規則では、第4条の10第2項(2)におきまして、学校教育法第1条の規定に基づいて必要な事項を定めておりましたので、同法の改正に照らして第4条の10第2項(2)の条文のところに「又は義務教育学校就学の」と加え、別表9の第20条の条文を「若しくは義務教育学校就学の」と変更するものでございます。

第2条につきましては、添付いたしました9ページの新旧対照表をごらんください。

同規則では、第30条及び第32条において、学校教育法第1条の規定に基づいて必要な事項を定めておりましたので、同法の改正に照らして第30条の学校種を規定した条文2カ所をそれぞれ「中学校又は義務教育学校を卒業した」及び「中学校又は義務教育学校卒業程度の」、それから32条の条文を「中学校長又は義務教育学校長を経由する」と変更するものでございます。

以上、上位法の一部の改正に伴う本市各規則の一部改正についての説明でございます。よろしくお願いたします。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

説明は以上でございます。

これより質疑及び討論に入ります。いかがでしょうか。

これも法律に基づく文言の整備のようです。

市場委員、お願いします。

**市場委員** 文言の変更については特に異論はないですけれども、法律の文章の意味がよくわからないので教えてほしいんですけれども、別表の真ん中辺、「当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する教育職員」とあるんですけれども、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するというのはわかるんですけども、当該出産に係る子を養育する教育職員というのは、当該出産に係る子というのは、その産むお母さんということを行っているんですか。

**教育長職務代理者** 学務課長。

**学務課長** そのお子様のことだとは思いますが、そのお子様と、それ以外にもしくは小学校……

**市場委員** 生まれたベビーということを行っているんですか。

**学務課長** はい、そうです。

**市場委員** わかりました。

あともう一個、第30条のほうに「第95条第5号の規定により学校の入学資格について中学校を卒業した者と同等以上の学力があることの認定を行う」と書いてあるんですけども、これは要するに中学校を卒業していないけれども、その学力があると認定されればという意味かなと捉えますけれども、それは例えば海外の学校を卒業したとか、そういう場合のことを想定しているということですか、これは。中学校を卒業していないのに高校へ行けるのかと思ったんですけども。

**教育長職務代理人** 学務課長、お願いします。

**学務課長** 中学校卒業程度の学力を有するかどうかの認定試験がございまして、その認定試験を受けて認められたということだと思います。

**市場委員** ただ、それは中学校を卒業していないということですよ、認定試験を受けるという事は。

**学務課長** そうですね、はい。

**市場委員** それは、日本国内であれば余り考えにくいことだと思いますけれども、要するに海外の中学校相当の学校を卒業されたお子さんたちを想定しているということですか。

**学務課長** そのケースもあろうかと思いますが、はい。

**教育長職務代理人** それだけじゃなくて、あるんですかね。事例はあるんでしょうか。

**学校教育部長** 病気で入院していたりとか。

**市場委員** それは、だけど、中学校を卒業していないんですか、そういう場合に。

**松田委員** していないです、年齢制ですから。

**教育長職務代理人** そのほか、いかがでしょうか。

松田委員、お願いします。

**松田委員** 職員の勤務時間のほうは何ら問題ないと思いますが、管理規則について若干疑問に思うところがあります。

義務教育学校が学校種として法に示されたことに伴う改正なんですけれども、実は中等教育学校がもう既に改正、学校教育法の中に入っていて、中学校を卒業した者と同等以上の学力という区分の中に、多分入っているんだろうと思っていました。ところが、今回義務教育学校が管理規則に位置づけられることによって、中等教育学校が宙に浮いてしまった。一体どこへ行ってしまったんだろう、何かおざなりになってしまったというようなイメージがつかまっています。

そこで、松戸市立高等学校の入学者選抜要項というのを見てみたんですけども、そうしたらその志願資格の中に、きちんと中等教育学校の前期課程を修了した者と表示があるんですね。ですので、ここは私は、義務教育学校は確かに新しく学校として入ってきたんですが、もとの表現のまま、すなわち、改正しないほうがいいのではないかと気がしています。もし、ここできちんと整理するとするならば、もう一個、中等教育学校の前期課程修了というようなことを表に出していくべきではないか。そうすると、文言として非常に煩瑣になってまいりますので、今までの表記でいいのではないかと。そして、管理規則の第31条に募集とか選抜の方法については、教育委員会が毎年定めるという規則がありますので、この中に具体的に書いていくことで、十分対応できるのではないかと考えます。この点はいかがでしょうか。

**教育長職務代理者** すみません、私だけじゃないと思います。中等教育学校という学校種別について、ちょっと補足をいただけますか。まず、義務教育学校が出てきたのは最近ですので記憶に新しいんですが、松田先生、いいですか。

**松田委員** 義務教育学校は、平成28年の4月1日から施行されるもので、これまでの小学校から中学校卒業までの9年間で1つの学校として一貫して指導するものです。それに対して中等教育学校というのは、中学校と高等学校が一体になった6年間で一貫して行うというようなもので、中等教育学校の前期課程というのが今までの中学校に当たるもの、後期課程というのが高等学校に当たるものです。前期課程を修了すれば、一貫教育に入っていたとしても、ほかの学校を受験することは可能なはずですよ。ですから、千葉県内の中等教育学校に入っているとしても、前期課程が修了した時点で市立松戸に入学したいという条件がそろってれば、入学することができるだろうと思っています。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

そうすると、小学校、中学校、高等学校、そのほかに義務教育学校はわかりましたけれども、それより以前から中等教育学校という学校種別があって、それは6年間で1つの学校と、1つの学校の中に6年間の課程があるという学校種別があったと。それは、わざわざこの義務教育学校を入れると、少し整合しなくなるのかなというところかと思いますが。

市立高校。

**学務課長補佐** 中等教育学校というのは、基本的に中学校1年生年代で入学した生徒たちがそのまま高校まで、要するに6年生まで継続して同じ学校に通うことを想定した学校ですので、前期課程を修了した時点でほかの学校を受験することは想定されていない学校だと思



います。

**教育長職務代理者** 中等教育学校前期課程をとということが、もともと想定されていないとすれば、それを文言として入れないほうがバランスがあると……

**学務課長補佐** はい。ということで、入っていないんじゃないかと解釈していたんですけども。

**教育長職務代理者** 事実上は入学できたとしても、それを規則上には置かないという。

**学務課長補佐** はい。学力の基準としては、中学校相当の前期課程を修了していれば中学校卒業相当になりますので、受験資格等の学力を保持しているということにはなると思いますけれども、中等教育学校に入学した生徒は、基本的にはその学校で後期課程を過ごすということが中等教育学校ですので、それがいわゆる併設型とか連携型の中高一貫校とは違うところですので、そういう意味で、中等教育学校の前期課程を修了した後に、別の高校を受験して高校に入学するということは想定されていないんだと思うんですが。

**教育長職務代理者** 松田委員、お願いします。

**松田委員** ここに平成28年度松戸市立高等学校第1学年入学者選抜要項があるんですが、その志願資格の中に中等教育学校の前期課程を修了した者ときちんと明記されているんです。それは想定されないことだとしますと、今のご説明で矛盾が生じてくるのではないかと思います。

**学務課長補佐** 受験の資格ということで考えると、先ほど申し上げたとおり中学校卒業相当の学力を有することになりますので、非常に特殊なケースになるかと思いますが、何らかの、多分校長承認という形での受験になるんじゃないかと思いますが、高校の校長が承認するような事情があつて、中等教育学校からの受験を希望する生徒が出た場合は受ける資格はあるということで、市立高校の受験要項にはそういう形の記載になるかと思いますが、いかがでしょうか。

**教育長職務代理者** 私も知識が足りないので今ちょっと調べて見ているんですが、1998年、平成10年6月の学校教育法改正により新たに定められた学校種として中等教育学校があると。あとは松田委員のおっしゃったとおりで、前期中等教育と後期中等教育があるということで、6年間の一貫教育を行う学校として定められているというところですね。これは、要は例外的な扱いとして入学を認めるということがあるんだという認識なので、入っていないんじゃないかと推測をするということですか。

**学務課長補佐** はい。昨今のいじめとかDVとかって、いろんな事情があつて学校をかわらざるを得ない事情というのはあり得ると思いますので、完全に門戸を閉ざしてしまう、受験資

格がないという形にはできないんだと思いますけれども、そうでない限りにおいては中等教育学校というのは6年間継続して同じ学校に通うことを想定した学校ですので、途中で違う高校に離脱をするということは想定されていない学校なんだと思います。

**教育長職務代理者** 現在、国立4校、公立25校、私立13校、これはウィキペディアですので根拠は不確かですが、あるというようなこともあるそうで、現実には可能性は大いにある話だろうと思います。

教育長、お願いします。

**教育長** この4月1日からの市立高校のこの改正案については、4月1日から義務教育学校ができるというこれからの動きの中でつくったものですが、恐らく市立高校の入試要項の中の文言というのは県立高校に準じてつくっているのだと思います。ただ、中等のほうの学校というのは、今代理者からあったように全国の中では例としては少ないのです。実際、中高一貫教育をやられている学校、今度4月からの東葛もそうですけれども、一応中学校になっています。東葛も、中学校と高等学校というふうに名称は分かれています。なので、極めて例は少ないのですが、でも、県立高校あるいは市立高校の入試要項には載っているというふうに今判明したわけで、それは合わせなければいけないかなというふうに思います。ですので、ちょっとこちらでもう一回確認させていただいた上で、また提案をさせていただきたいというふうに思います。いろいろ推測で考えられますが、ちょっと事実をもう一回確認した上で。

**教育長職務代理者** 学務課長、そうすると、よろしいでしょうか。お願いいたします。

**学務課長** いろいろとありがとうございました。

それでは、もう一度確認をしまして、改めてご提案差し上げたいと思います。よろしくお願いたします。

**教育長職務代理者** 事務的なところですが、遺漏のないようによろしくお願いたします。

それでは、この議案につきましては、そのほかありますか。特に質疑、いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

**教育長職務代理者** よろしければ、じゃ、ここで質疑及び討論を終結とさせていただきます、これはどういう扱いをしたらいいんですか、企画課長。取り下げという言葉は正しくないでしょうから、継続するということですか、継続の審議ということでしょうか。それとも、議案の番号とすると変わるのかな。

**教育長** 継続審議か何かにして、不都合は出てきますか。

教育長職務代理者 企画課長、議案の処理方法についてご教示ください。

学校教育部長 さかのぼってやる方法もできるんでしょう、別に。さかのぼって4月1日から  
って施行できるから、そういう意味で、継続審議で……

教育長 あるいは、ここで修正をしてしまうとか。

学校教育部長 いや、確認したほうがいいと思いますので。

教育長職務代理者 確認したほうがいいですね。

教育長 急がないほうがいいでしょう。

学校教育部長 別に5月にいっても、さかのぼってそれは4月1日というような形の提案をさ  
せていただく。前もそういうケースございますので、それでいいんじゃないでしょうか。

教育長職務代理者 それだけあくんだったら、一旦あれですかね。

企画課長。

教育企画課長 この規則の施行日が平成28年4月1日でございます。3月にも定例教育委員会  
会議がございますので、そのときにご承認いただければ間に合いますので、今日ご指摘いた  
だいた分について確認の上、処理をしたいと思っておりますので、ひとまず継続審議ということ  
よろしいのではないかとこのように思っております。

学校教育部長 よろしくお願ひします。

教育長職務代理者 それでは、議案第42号につきましては継続審議ということでございますの  
で、引き続き議案第42号として、この後また継続されるということでございますので、また  
そこでご意見等あればお願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 採決するものではありませんので、このままそれではいきます。

---

#### ◎議案第43号

教育長職務代理者 続きまして、議案第43号「松戸市立小学校及び中学校文書取扱規程の一部  
を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

では、ご説明をお願いいたします。

学務課長。

学務課長 よろしくお願ひいたします。

議案第43号「松戸市立小学校及び中学校文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について」ご説明をさせていただきます。

資料の確認でございますが、12ページでございますのが提案のかがみでございます。13ページが訓令、14ページ目が松戸市立小学校及び中学校文書取扱規程の新旧の対照表でございます。

本件につきましては、本年の4月、東松戸小学校開校に伴いまして、東松戸小学校の文書記号を定めるためのものであります。13ページでございますように、東松戸小学校の文書記号を「松東松小」とし、松戸市立小学校及び中学校文書取扱規程の別表の第1項の表に加えることを提案させていただきます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**教育長職務代理者** ご説明は以上でございます。

質疑及び討論に入ります。いかがでございますでしょうか。

すごいですね、みんなこういう略称があるんですねということに。全部の表を見てみたいなど、一瞬思ったりもしましたが。

事務的なことでございますので、ご質疑、ご質問、ご意見等いいですか。

(「はい」の声あり)

**教育長職務代理者** なければ、これもちまして質疑及び討論を終結といたします。

これより議案第43号を採決いたします。

議案第43号について、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第43号は原案どおり決定いたしました。

---

#### ◎議案第44号

**教育長職務代理者** 続きまして、議案第44号「平成28年度教育委員会組織定数及び平成28年4月1日付教育委員会職員(市費負担職員)に係る人事異動基本方針の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

**教育企画課長** 教育企画課長でございます。

それでは、議案第44号についてご説明をいたします。

「平成28年度教育委員会組織定数及び平成28年4月1日付教育委員会職員（市費負担職員）に係る人事異動基本方針の制定について」ご提案をいたします。

提案理由といたしましては、15ページに記載のとおりでございます。

方針につきましては16ページ記載のとおりでございますが、まず組織定数でございますけれども、教育委員会事務局の予算定数につきましては、平成28年度の予算定数につきましては前年度と全く同じでございます。ただ、先ほどの議案もありましたが、東松戸小学校が開校いたします。東松戸小学校には用務員さん、それから栄養士さんを1人ずつ置くことになりますので、東松戸小学校で2人定数をふやします。ということで、全体はふえないということになりますと、既存の組織が2人減っているということになります。

したがって、とはいえ小・中学校の冷房化である大型事業でございますとか、さまざまな教育行政の諸懸案を抱えておりますので、さらなる事務事業の効果的、効率的な執行に努め、定員の適正化を図りながら質の高い市民サービスの提供と健全な行財政運営の両立を目指していきたいと、このように考えております。

続きまして、人事異動でございますけれども、申し上げるまでもございませんが、昨今、教育行政を取り巻く課題をますます複雑化、高度化しており、こういったことに対応できる職員を育成する必要があるとございます。もとより子育て支援策でありますとか子供の貧困対策でありますとか、市長部局を初めとする市内の連携の強化や市内横断的な対応、業務の調整が必要であると感じているところでございます。

こうしたことから、まず大きな1点目、2点目でございますけれども、課題解決や問題達成に積極的に取り組める柔軟な組織を目指し、各所属で知識と経験を培った人材を幅広く活用するためにも、原則として5年以上在籍する職員は異動対象といたします。ただし、5年に満たない職員でありましても、特別な事由があって自己申告等で配置がえを希望する場合には考慮することとしております。

次に、3点目でございますけれども、市長部局等との人材交流をあわせることにより、職員一人一人の個性を尊重し、モチベーションの維持ができる適材適所の人事配置に努めていきたいと考えております。

それから、4番目、5番目でございますけれども、先ほども申し上げましたが、各所属で経験と知識を培った人材を幅広く活用するためにも、新規採用職員に関しましては10年程度で3部門、管理部門、事業部門、出先部門の3つの部門を経験させることとしております。また、女性職員の登用につきましても積極的に図ってまいり所存でございます。

6番目は昇任・昇格でございますけれども、年功序列にとらわれず、その能力、実績に基づき過去数年間の人事評価が優秀な職員を対象とし、特に管理職への登用は総合的な能力評価をしております。また、ラスパイレス指数の適正化に向け、審議監、専門監、補佐クラスの管理職を適正に配置してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**教育長職務代理者** ご説明は以上でございます。

これより質疑及び討論に入りますが、ちょっと補足をしていただけるとありがたいんですけども、勤務評定という言葉が今出てきたんですが、これはご説明では人事評価とおっしゃいましたような気がするんですけども、これは先ほど出たばかりなのでちょっと気になったんですが。余り本論的な議論ではないので、いかがでしょうか。

**教育企画課長** 説明の途中でしたが、勤務評定って、今、人事評価だと思って……

**教育長職務代理者** 素早く言いかえたんですね。

**教育企画課長** こっちにあるのは、人事評価ということでよろしいかとは思いますが。

**教育長職務代理者** この基本方針とすると訂正、文言の誤植ということで訂正しますか。

**松田委員** ちょっとよろしいですか。

これは私も質問しようと思っていました。

**教育長職務代理者** 失礼しました。

**松田委員** これは過去数年間を問うています。人事評価になったのは最近ですから、これは一般的な言葉として理解してよろしいのかなというふうなことを質問させていただこうと思っていました。

**教育長職務代理者** 企画課長。

**教育企画課長** 正確に申し上げれば、勤務評定制度の時期における勤務評定と、人事評価制度にかわったときの人事評価を総合的に勘案してということが一番正確かとは思いますが、ここには勤務評定と書いてございますけれども、趣旨としてはそういうことでございます。

**教育長職務代理者** どっちにそろえるのがいいかという感じもしますが、松田委員、どうでしょうか。

**松田委員** ええ、要は、公正に昇任・昇格が行われているということの根拠になってくるべきものなんだろうと思っています。ですから、これが勤務評定というようなものがきちんと行われて、それが公正に評価をされて昇任・昇格につながっているという、そういう道筋がきちんと示せれば、さほどその言葉にこだわるものではないのではないかなと思っています。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

じゃ、これはこのままということで、質疑及び討論にまいりたいと思います。いかがでしょうか。

市場委員、お願いします。

**市場委員** 数カ月前に、学校の教職員の方の人事基本方針というのが議題になったときに教えてもらいましたけれども、基本的には学校の先生というのは県費負担だという話をいただきましたけれども、この市費負担というのは、じゃ、具体的にどういう方々なのかということをちょっと教えてください。

**教育長職務代理者** 対象について明確な説明をいただければ。

企画課長、お願いします。

**教育企画課長** ここで対象となりますのは、教育委員会事務局に勤務する一般職の職員、例えば私のような一般職の職員、それから学校に勤務している栄養士さん、調理員さん、用務員といったところでございます。

**市場委員** ありがとうございます。

そのときに、障害者の雇用を積極的に進めるみたいな、そういう文言があったと思いますけれども、これにはそれがないんですね、障害者という言葉が。それは考え方、理念として、やっぱり教育委員会とかという組織は、そういうものを積極的に、先進的に取り組むべき組織かなという気持ちがありますけれども、そういう文言が入っていないのはちょっと残念かなという気持ちもあるんですねけれども、その辺について、何というか意見です。

**教育長職務代理者** ご意見でございますが、企画課長、どうしますか。

**教育企画課長** ちょっとご説明をさせていただきますと、教育委員会というのは独立した執行機関でございますので、職員の任命権者ではあるわけなんです、これは実は現実問題といたしましては採用する権限はございません。採用、人事異動に関しましては、ちょっと誤解を招くかもしれませんけれども、松戸市役所の教育局と同じような位置づけになります。ですので、全てそういった採用の権限ということになりますと人事課ということになります。

先ほど障害者の雇用の話もございましたけれども、法定雇用率の算定ということになりますと、これは教育委員会単独で法定雇用率を算出することにはなっておりませんので、これは全て人事課が所管しておりますが、人事課のほうで全て把握をして法定雇用率達成のために努力をしているということになります。

一番のネックというのは、私ども教育委員会の、例えば教育企画課は人事担当をしております。

ますけれども、じゃ、私どものほうで採用試験をやって職員を採用する、そういう権限をちょっと有しておりませんので、残念でございますが、そういうちょっと踏み込んだ内容にはなっていないということでございます。

**市場委員** 何となく。それこそ市役所としては障害者雇用というようなことはもちろんあるんだと思いますので、その一部として教育委員会もあるのだというようなご説明なわけですね。

**教育長職務代理者** その人事異動方針というくくりがどうか。

**教育企画課長** 異動だけなので、採用については。

**市場委員** 採用ではない。

**教育長職務代理者** 異動の中でも、障害者に対する何か言葉があっただけではないかという感覚的な問題があるということですね。

**市場委員** という気持ちもあることは、感覚的な問題はあるんです。

**教育長職務代理者** これは、多分ここだけをいじれるということでは、もしかしたらないのかも、いろんなものと呼応していると思いますので。そういう意見があったことについては、ぜひ持ち帰りをいただければと。

そのほか、いかがでしょうか。

伊藤委員、お願いします。

**伊藤委員** 4ポツに、採用10年程度で3部門の経験をさせるということがありますが、採用というのは、したがって今のお話ですと、市で一括採用されて、教育委員会事務局に配属されて、新人の方だと思うんですけども、そういう人は10年程度かけてこちらの部門を経験するというふうには考えられると思うんですが、そのことと、3ポツの市長部局や教育委員会以外のいろんな機関との人事交流を図るということも一方においてある以上、そうすると、採用して10年間は人事交流はなかなかできないというふうに、どうしても實際上、これの規程でいくとそうになってしまうというふうに考えてよろしいのかということなんです。

それから、もう一つ一緒に質問しますけれども、5ポツの女性職員の登用なんですけど、こういう積極的に図るという意思表示をされるのはもちろん当然だし、いいことだと思うんですけども、実際にどの程度女性職員が、特に管理職に登用されているのかをちょっと実数で教えていただきたいということと、それが他の自治体と比較して遜色ないのか、いや、まだ少ないのでもっと努力しなければいけないというふうに思っておられるのかを教えていただきたいと。



それから、これはマイナーなことですが、6ポツの4行目ぐらいのところに「責任感」という言葉が2つ並んでいます、これは誤植というか、単に消せばいいのかなというちょっと確認です。

**教育長職務代理者** 3点、企画課長、お願いします。

**教育企画課長** すみません、「責任感」の文字がダブっているのは、これは誤植ということでお願いしたいと思います。大変申しわけございません。

それから、前後して恐縮でございますけれども、女性の登用状況につきましては、平成27年の数字で申し上げますが、これは松戸市全体の数字でございますが、部長相当職、総人数29名ですが、女性はお一人でございます。次長相当職は33名おりますが、女性の人数は2名でございます。課長職につきましては153名おりますが、女性の人数は16名でございます。課長補佐につきましては、総人数223名に対し、女性の人数は59名でございます。合計いたしますと、管理職に対する女性職員の割合は17.8%となっております。

今申し上げたのは27年の数字でございますが、26年につきましては管理職総人数に対する女性職員の割合は12.7%でございました。すみません、26年の数字はちょっと計算が合っていない。27年度の数字だけで恐縮でございますが、17.8%ということでご理解いただきたいと思います。

よその自治体との比較でございますが、あいにくちょっとデータを持ち合わせておりませんので、大変恐縮でございますが。

**伊藤委員** ちょっとその関連で……

**教育長職務代理者** まず、じゃそこまで、もう一点だけ確認します。3と4の整合はあるのかということですね。

**教育企画課長** それから3、人事交流とありますが、この人事交流という表現が、例えば県庁と松戸市役所の人事交流という意味とちょっと違いまして、これは先ほども言いましたが、市長部局、教育委員会、トータルでいろんな部署を経験していく、それを総称して人事交流という言い方になっておりまして、人事交流といいますと、先ほど申しましたように、例えば県庁の職員と市役所の職員の人事交流であるとか、民間企業の職員と市役所の職員の人事交流というのとはちょっと性格が違います。大変申しわけございません。

**教育長職務代理者** 伊藤委員。

**伊藤委員** じゃ、女性のほうについてなんですけれども、17.8%というのは恐らく今政府の、国のベースですけれども、言っているのは、3割とかいうような目標があると思うんですけ

れども、そういうものとの比較で言うと、ちょっと17.8というのは少ないのかなというふうに思いますが、その辺はどういうふうを受けとめておられるかというのは、それはあれですか、市長部局の人事課に聞かないとわからないですか。

**教育長職務代理者** じゃ、2点目の女性職員の登用、管理職としての割合が若干少ないのではないかというのはどなたでしょうか。企画課長か、生涯学習部長がいらっしゃるのでコメントいただくか、何らか。

それと、1点目の3と4の整合については、これについてはちょっとわかりにくいという感じがあるようでございます。

**伊藤委員** ちょっと理解できませんでした。申しわけないです。

**教育長職務代理者** 私も何か昔これを質問したことがあるような気がするんですが、いろんな交流をしていきますよという、光の当て方がちょっと違うので、どう理解をしたらいいのかという。

**伊藤委員** そうすると、この人事交流というのは、教育委員会の部署と市長部局の部署を行ったり来たりするというのは人事交流とは言わないんですか。

**教育長職務代理者** ここで言う人事交流には、それが入っているんですね。この一番先の市長部局と教育……

**伊藤委員** ですよ。私もそう思って質問したんですけども、今のお話だと何か入らないような、そうじゃないんですか。

**教育長職務代理者** いわゆる人事交流という定義づけが、世の中で言うのはもっと違う組織と違う組織、別の会社、別の自治体とかで人事交流という、そういうものとは違うんですよというご説明があつて。

**伊藤委員** それはそうですよね。そんなことはここでは言っていないからね。

**教育長職務代理者** そうですね。

**教育長** 4番のほうは、交流というよりも、新しく採用した人間を行政マンとして育てるための1つの施策というふうに理解してもらったほうがいいと思います。

**伊藤委員** そうすると、この3部門というのは別に教育委員会というのにこだわらず。

**教育長** そうですね。

**伊藤委員** わかりました。それじゃ、結構です。理解できました。

**教育長職務代理者** それでは女性職員のところ、生涯学習部長から。

**生涯学習部長** 女性職員の登用につきましては、年々推移、上がってきております。昨年も、

ちょっと課長のほうからお話がありましたように、12%ほどでございましたけれども、27年度は17%ということで年々上がってきております。

それで、女性職員の本当に管理職、非常に皆さん、やる気のある方たちでございますので、人事のほうも、今後も少しずつ推移を上げていくというようなことで申しておりますので、また28年度も、多分また17.8%以上にはなろうかと思っております。

**伊藤委員** わかりました。

**教育長職務代理者** その方向に向かっているよということでございます。よろしいですか。

**伊藤委員** はい。

**教育長職務代理者** そのほかいかがでしょうか。

ラスパイレス指数は、これは前も出ていたように思うんですけども、適正化に向けて、それは今そんなにおかしいんでしょうか。これは国家公務員との比較で、100を国家公務員とした場合の地方公務員の給与を出したものだというふうに言われておりますけれども、若干100を超えているのがほとんどの自治体で多くて、もちろん95とかというところもありますけれども。これは一応、ここで適正化に向けというから、余り不適正な状態なのかなというのがあるんですけども、これは企画課長、どのような意味でここに書いてあるんでしょうか。

**教育企画課長** ラスパイレス指数でございますけれども、平成27年度の指数が102.8でございます。松戸市は全国で11番目でございます。千葉県内では2位でございます。そういった状況でございますので。

それで、私ちょっとラスパイレス指数の計算の仕方について詳しいわけではないんですけども、ラスパイレス指数が高いというと、何か給料が高いというふうに、そういう見方をどうしてもされてしまいますので、やはりこれは適正な数値に落としていくべきだろうということになるんだろうなというふうに思っております。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

年齢構成等によってもまた変わってくるものでありますので、一概にそれをいじるということもなかなか難しいことだろうと思いますが、適正化に向けた意識は持っているよということでした。

そのほか、いいでしょうか。ほかにご意見、ご質問。

よろしければ、ないようでございます。

これをもちまして、質疑及び討論を終結をさせていただきます。

これより議案第44号を採決いたします。

議案第44号について、原案どおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第44号は原案どおり決定いたしました。

---

◎議案第45号

**教育長職務代理者** 続きまして、議案第45号でございますが、ここで若干入れかえの時間があります。このままでお待ちください。

それでは、続きまして、議案第45号「平成28年度教育施策基本方針について」を議題といたします。

では、ご説明をお願いいたします。

企画課長、お願いいたします。

**教育企画課長** 議案第45号についてご説明をいたします。

平成28年度教育施策方針を定めるものでございます。

それでは、お手元に配付してございます資料に沿ってご説明をさせていただきます。

まず、19ページの目次でございますけれども、こちらの記載のとおり、新年度の教育施策方針につきましては、方針1から方針5までの5つの方針に分けてお示しすることとしております。また、各方針の構成は、方針ごとにさらに重点的な取り組み課題に分けた重点、重点的な取り組み課題における留意事項またはアプローチの仕方を示した観点、重点的な取り組み課題を実現するための主な手段であり、松戸市教育委員会が平成28年度に特に力を入れる事業を抽出した、関連する主な事業で構成をしております。

それでは、具体的な方針についてご説明をいたします。

20ページをごらんください。

方針1、「生涯学習の推進体制の充実を図っていきます」では、市民一人一人が個性や能力を生かし、互いに学び、支え合い、高め合える豊かな学習環境に努めます。

重点の1点目、幼児教育の推進並びに家庭・地域の教育力の向上では、幼児期の家庭教育の支援の推進、地域の教育力向上のための学習機会の充実、地域性を生かした多様な人材が参画する学校支援体制の研究を観点として、関連する事業を展開してまいります。

今年度、東北大学川島隆太教授の監修の啓発パンフレットを作成したところでございます

が、新年度は新たに、この啓発パンフレットをもとにいたしまして家庭教育の啓発ポスターやDVDの作成を予定しております。また、新たに観点に設定をいたしました、地域性を生かした多様な人材が参画する学校支援体制の研究では、さらに地域や家庭の教育力を高めるため、市内各地に根づいている地域の方々と学校とのよい関係を基盤に、松戸の地域特性に合った松戸版コミュニティ・スクールの研究に着手してまいります。

重点の2点目、市民の学習機会の充実と学習成果を地域に生かす仕組みづくりでは、学び合い、学習成果を生かすための社会教育計画を推進、市民や地域の知的創造活動を支える図書館整備計画の推進、多様な学習機会の充実を観点として、関連する事業を展開してまいります。

図書館につきましては、昨年、図書館整備計画を策定し、その計画をもとに推進してまいります。その施策の一つである、本を通じて子供を育む図書館の実現を目指すため、子供たちが読書の楽しみを知り、生涯にわたる読書習慣を身につける契機として、小学校全児童への手書きの読書通帳の配布、また希望する未就学児等へ機械で記帳することのできる読書通帳を配布、さらに希望する新1年生へ市立図書館の利用カードの配布を考えております。

続きまして、21ページ目でございます。

方針2、「子どもたちが個性や能力を伸ばすことができる教育を進めていきます」では、保護者や地域との連携を深め、生涯にわたる学びの基礎となる、みずから学び・考え・行動する力を育ててまいります。

重点の1点目、確かな学力を育む学校教育の充実では、小中一貫カリキュラムの推進、言語活用科による活用型学力の育成、授業改善の一層の推進と教員の指導力向上、学校が抱えるさまざまな課題への対応を観点として関連する事業を展開してまいります。

小中一貫カリキュラムの推進につきましては、特に外国人英語指導助手ALTの増員を図り、小学校1年生から中学校3年生までの一貫した英語教育を進めます。また、小1、小4を対象に英語の市独自教材を導入し、指導効果を高めてまいります。さらに、日本語分野における指導内容の充実により、言語活用科を軸にした学力向上の取り組みをさらに進めてまいります。また、松戸市全体の学力の底上げを目指し、基礎的な学力において課題のある児童・生徒などを対象に、補充的な授業や個別の学習支援ができる体制づくりを、スタッフ派遣事業や地域人材活用による学習サポーター、まなび助っ人、これは新規事業でございますが、こういった人材活用により進めてまいります。

続きまして、22ページをごらんください。

重点の2点目、子供の成長・自立を図る特別支援教育の充実では、特別支援教育にかかわる校内支援体制の推進、特別支援教育における指導の充実を観点として、関連する事業を展開してまいります。

特別支援教育につきましては、学校教育の中で一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援が求められています。また、就学や養育に対する相談も年々増加しております。そこで次年度は、心理相談員の増員により相談体制のさらなる充実を図ります。また、東松戸小学校に知的障害特別支援学級とことばの教室を新設するとともに、支援員、補助教員、看護師といった支援人材の増員を図りまして、支援体制の強化を図ってまいります。

重点の3点目、豊かな心・健やかな体の育成では、いじめ対策の強化と生徒指導体制の充実、不登校防止に向けた相談機能の充実、豊かな情操や道徳心を養う教育の推進、体育・健康・安全に関する教育の推進を観点として、関連する事業を展開してまいります。

特に次年度は、不登校対策やさまざまな問題を抱える児童・生徒と、その家庭を支援するために常盤平第一小学校に新たに学校・家庭支援ステーションを設置することにより、日本語指導や相談機能、さらには訪問型の支援やチームによる支援を行うための研究拠点として整備を進めてまいります。

続きまして、23ページをごらんください。

重点の4点目、将来を見据えた松戸の教育の創造では、小中連携や高校改革など、課題研究の推進、松戸の強みを生かした教育の推進、市立松戸高校の特色ある教育の推進を観点として関連する事業を展開してまいります。

小中連携や高校改革、中学校夜間学級など、教育行政における諸課題に対応するため新たな組織を設ける予定でございます。具体的には、教育企画課内に教育改革室を設ける予定でございます。この組織を中心に改革を検討し、進めてまいります。小・中学校の部活動につきましては、部活動顧問の研修参加への支援を計画的に行い、指導力向上を図ることにより、スポーツを安全に正しく、楽しく指導できる顧問の人材育成を目指します。また市立高校では、引き続き予備校との連携を図り、大学進学サポート体制を充実させるほか、生徒のカウンセリングを初め、教職員や保護者からの相談や助言、カウンセリングに関する情報収集、提供などを業務とするスクールカウンセラーを配置いたします。

続きまして、24ページでございます。

方針3、「社会教育の振興を図るための環境整備に努めていきます」では、多様な学習ニーズに応じて文化生活の向上と健康増進のために市民の文化芸術活動やスポーツ活動などを

支援してまいります。

重点の1点目、豊かな文化芸術の振興と観る力・感じる力・表現する力の育成では、市民が文化芸術に触れる機会の充実、子供たちが多様な文化芸術に触れる機会の充実、子供たちの学習成果を発表する機会の充実を観点として、関連する事業を展開してまいります。

戸定歴史館では、国の名勝指定に伴う戸定邸庭園復元工事に着手するほか、企画展として「(仮称)侯爵 徳川慶喜家」を行います。社会教育課では、企画展といたしまして(仮称)松戸神社神楽殿の佐竹派絵画展を戸定歴史館で開催し、明治中期に佐竹派の画家たちが松戸神社の神楽殿内部に描いた杉戸絵・天井絵をご紹介します。また、今年度に引き続き森のホール21では、市内在住、在勤の美術家の個展を開催し、美術の振興を支援いたします。博物館では、学校との連携の推進や生涯学習活動の支援等の教育普及活動を行うため、小・中学校を定年退職した教員を(仮称)学習支援専門員として採用し、博物館の教育の機能の充実を図ります。また企画展では「(仮称)石斧と人 3万年の歴史」、館蔵資料展では「(仮称)幸田貝塚の世界」等を開催するほか、美術団体と共催で美術展を開催いたします。

重点の2点目、魅力あるスポーツ環境の創造及び市民スポーツ活動の振興では、スポーツ環境の充実、市民の健康増進を目指した地域スポーツ振興の推進、若い世代が親しみやすいスポーツ環境の整備を観点として、関連する事業を展開してまいります。

主な事業といたしましては、毎年恒例となりました韓国大邱広域市との国際スポーツ交流事業(日韓親善中学生大会)を開催いたします。来年度は選手団を大邱市に派遣し、種目はソフトテニスを予定しております。また、松戸運動公園ほか2体育館のトイレ改修工事など、その他、千駄堀スポーツ広場の効率的な活用と安全性の向上を図るため、環境整備を行う予定でございます。

続きまして、25ページをごらんください。

「教育環境の整備・充実を図っていきます」では、安全な環境で安心した教育を推進するため、教育環境の整備・充実を進めてまいります。

重点に示した安全・安心・快適な学校づくりの推進では、安全・安心な学校施設整備の充実、快適な学校環境づくりの推進を観点として、関連する事業を展開してまいります。

主な事業といたしましては、空調設備を整備する小・中学校冷房化事業でございます。この3月議会でPFI事業者との契約議案が可決成立いたしますと、平成28年度には小・中学校の普通教室、特別支援教室、音楽室、校長室、職員室のうち1,427室への設置工事が始まり、2学期のなるべく早い時期には全校一斉にエアコンの供用を開始する予定でございます。

続きまして、26ページをごらんいただきたいと存じます。

方針5、「人権を尊重する市民意識を高めていきます」では、人権を尊重する意識の高い子供を育み、全ての市民が平等でかけがえのない存在として互いに尊重される社会の実現を目指してまいります。

重点に示した人権尊重理念の啓発・人権教育の充実では、児童・生徒に対する人権教育の推進、教職員に対する人権教育の推進、社会教育における人権学習の機会の充実を観点として、例年どおりでございますが、事業を推進する予定でございます。

以上、雑ばくではございますが、新年度の教育施策基本方針（案）についてご説明をさせていただきました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

議案第45号につきまして、以上、説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

後ほど、また予算がありますけれども、これはこれで、文言の上で来年度の非常に重要な議案でございます。課長の皆様もお入りいただいておりますので、各分野、答弁は課長のほうからもいただけるかと思えます。どうぞ効率的に時間を使いまして、どんどんまいりたいと思えます。

それでは松田委員、お願いします。

**松田委員** 確認をさせていただきます。この方針と、先般の教育大綱の整合性というのはどの程度進んでいるものなんでしょうか。

**教育長職務代理者** 企画課長。

**教育企画課長** 教育大綱の基本理念の支える4つの柱というのがありましたが、その4つの柱をベースに、今回、事業を再編するという点に関してはかないませんでした。やはり教育大綱に書かれた基本理念というのは重々踏まえて、この新年度の事業を実施していかなければならない、そのようには考えているところでございます。

**教育長職務代理者** 松田委員。

**松田委員** ありがとうございます。はっきりとお答えいただいて、ありがとうございます。

私たちの責任ということもありますが、市民の方々が大綱と基本方針を比較された場合に、ちょっと奇異な感じがするのではないかなという気がしています。きちんと説明しなければならぬだろうと思えます。

つまり、基本理念を支える4つの柱の項目も違いますし、順番も、この方針と一部逆転し



ているようなところもあります。順番は関係ないんだという説もあるかもしれませんが、教育大綱が最も大事にしているものが、この基本方針の中で2番目か3番目に来るという順番の倒錯といいますか、そういうものだけは避けたいなという気がしています。まだまだ十分に整合が図られていないというふうなことであれば、その辺を市民の方から質問があるような場合に、十分に説明いただければと思っています。

**教育長職務代理者** ご意見でということでございます。

教育大綱の性格とか位置づけについて、いろいろと総合教育会議の中で意見が出たとおりで、整合させるべきものなのかどうかということも含めて、よく検討いただいて説明ができるようにというご趣旨だと思いますので、よろしく願いいたします。

伊藤委員、お願いします。

**伊藤委員** 個別の項目にもちょっと関連するんですが、まず、21ページの四角の中の下から3つ目ぐらいに、まなび助っ人学習支援員制度の導入ということがございますけれども、これはどういう人なのか、元先生なのか、あるいはそれとは関係なく選ばれるのかということです。東京都が、もう数年前から、新人の先生をサポートする新人育成教員というのを採用しているようなんですが、もうリタイアされた先生がそういう新しい先生をサポートするということをやられるみたいなんですけれども、それとは違うものなのかということをお聞きしたいということと、それから後から出てくる学習支援ボランティアと、この学習支援員というのは、違うものなのか、その辺をお聞きしたいなということです。

それから2点目は、次のページの22ページなんですけれども、学校・家庭支援ステーションというのも非常にいいアイデアだと思うので期待しているんですけれども、特に日本語指導の面で、最近やっぱりこれだけ在留の外国人がふえてきて、日本語が余りよく話せない学童、小学校に入りたいという子供さんが、どうも最近ふえているので、そういう人たちへの支援というのは、恐らくこれからもどんどんふえていくと思うんですが、そういった観点から、ここで言っている日本語指導を行える学校・家庭支援ステーションというのが、どの程度そういったことに、期待に応えられるのかなということでもちょっと関心があるんですけれども、その辺、そういう観点から、このステーションの中身を教えていただければと思います。

**教育長職務代理者** 2点ございます。最初、まなび助っ人。指導課。

指導課長、お願いします。

**指導課長** 指導課でございます。よろしく願いいたします。

最初、まなび助っ人についてご質問をいただきましたのでお答えいたします。

こちらのほうは、今、伊藤委員さんがおっしゃったように、新人育成やリタイアをされた教員の方たちということでご尽力をいただくということではございません。

まず、想定しておりますのは、市内の各学校の学力の定着というところに課題があるような学校さんに重点的に人材を投入していくというような考え方でございます。想定しております人材につきましては、学区にお住まいの学生、あるいは保護者、地域の方、そういった学校教育に興味関心をお持ちになって、子供たちへの指導ということで、小学校が主になるかと思えますけれども、そういったところにご尽力をいただくという方を想定しておるところでございます。

主に仕事の内容といたしましては、先ほど申し上げました子供たちへの学力向上対策の一つとして、学力がまだ定着していないような子供たちに学校独自の取り組みとして、例えば放課後算数教室ですとか、長期休業中の補習学習ですとか、あるいは丸つけですとか、教材プリントの作成ですとか、そういったものを想定しておるところでございます。

さらに、やっぱりもっともっと自分で力を伸ばし、学んでいきたいなというふうに考えている子供たちにも、そういった補習の機会や放課後の学習活動など、そういったところでお力添えをいただくというふうに考えております。ですから、活動の時間としては平日の放課後ですとか長期休業中になろうかと思えます。こういった取り組みをもって、松戸市内の学力全体を伸ばしていきたいということで考えているところでございます。

**教育長職務代理者** 学習支援ボランティアというのとの違いを。

**指導課長** ですので、学習支援ボランティアというのは既存で、例えば本当に無償で保護者の方や地域の方が、現在も丸つけボランティアですとか、そういったものに活動していただいているものもございますけれども、こちらのほうをしっかりと定義づけして、しっかりと事業として取り組んでいくというのが今回のまなび助っ人というような形になります。

**伊藤委員** ボランティアではないんですね。

**指導課長** はい。ボランティア的な要素はもちろんございますけれども。

以上でございます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

続きまして、学校教育支援ステーション。

**指導課長** じゃ、指導課で。

ステーションということでございましたけれども、具体的に日本語指導というような部分

で、ちょっとお答えをさせていただきます。

今回、今、伊藤委員さんがおっしゃったように、近年の状況を見ますと、非常に松戸市内で外国籍のお子さんや、あるいは日本国籍であっても日本語がまだ不十分だというお子さんがたくさんおまして、非常に日本語指導の機会がふえております。

こういった現状、学校によっては本当に低学年を中心に複数というか、もう二桁以上の日本語指導が必要な子供たちもおりますので、こういった状況を鑑みまして、指導課といたしましても、日本語指導支援スタッフの増員と、プラスとして固定で配置をさせていただきたいというふうに考えています。今までは巡回的な指導だったり、期間的な指導だったりしたものが多いんですけれども、その一つに、常盤平第一小学校の学校・家庭支援ステーションの中に日本語指導の固定配置ということも考えまして、さらに機能を充実させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**教育長職務代理者** 伊藤委員、よろしいですか。関連があれば、また改めて。

**伊藤委員** いや、わかりました。結構です。

**教育長職務代理者** 武田委員。

**武田委員** 同じ方針2の中から幾つかあって、以前に配られた骨子（案）のほうのときと、重点1の関連する事業の中で、ALTの方の人数であるとか、あとは日本語指導スタッフの人数であるとか、あと学校の司書の固定配置人数であるとか、全体的に減っているんですね。それというのは、実現可能な数値にしたらこうなったというふうに捉えていいのか、何か理由があれば教えていただきたいというのと、巡回配置というところに関しては数値自体がなくなっていて、増加という目標的な感じになっているというのもあわせてお伺いしたいと思います。

あと、今の伊藤委員のおっしゃった家庭支援ステーションと同じところなんですけど、以前は松戸版スクールソーシャルワーカーの配置というのを新規事業で考えていらしたはずなんですけれども、それを結局内包した感じで、このステーションの中に取り込むということなのか、あるいはこれをなくした理由というのは何かあるのか、もしあったら教えていただきたいなと思います。

**教育長職務代理者** どうしようかな。

**学校教育部長** まとまっているので、私のほうで。

**教育長職務代理者** 大丈夫ですか。その骨子というのは、前に素案の段階に示されたものとい

うことですね。それを土台に議論すると、きょう資料が出ていないのと、少し錯綜するので、今回の資料に応じたご質問の中で、要は人数的な根拠をどうやって出したのかというふうに置きかえていきましょうか、そうしましたら。

**武田委員** はい。

**教育長職務代理者** 要は、充実をもっとできるかなと思ったけれども、人数がこのぐらいだということについてはどう捉えるかと、どうご説明いただけるかというあたりかと思います。

今のはALTのところ、それから……

**武田委員** 一番気になるのは、司書のところがふえなかったということですね。

**教育長職務代理者** 学校司書の配置というのが、意気込みはいかにという。

学校教育部長。

**学校教育部長** 全部それぞれ関係してくるんですけども、はっきり言うと予算のいろいろな状況がございますので、これはあくまでも積算の目安で、この人数が派遣できるか云々というのではなくて、この派遣の事業によって変わってきますので、あと予算のつき方等が、またこれから議会で論議してもいただきますけれども、現段階では我々の計画とはちょっと違う部分が出てきているというふうなところでございます。

それから、先ほどスクールソーシャルワーカー的な部分と、それから学校支援ステーション、基本的には考え方は同じ方向性でございます。スクールソーシャルワーカーは個々の役職ですけども、それらの機能を、先ほど言われましたように包括した機能という形で、そういう役割を果たす人とか、心理相談員とか、あるいは外国人への指導であったりとか、そういう部分を包括した形でステーションという、その中にはそういう役割を果たす人がいるという位置づけで考えておりますので、そういう点でご理解していただければと思います。

**武田委員** ありがとうございます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

それ以外あれば、武田委員、また後で整理してお願いします。

市場委員、お願いします。

**市場委員** 先ほどのまなび助っ人についてもうちちょっとお伺いしたいんですけども、地域の住民の方でボランティアではない、完全なボランティアではないけれども、ボランティア的な要素を持って、実際の教科を教えるということの一部を担ってもらうというような話のかなと理解しました。総論としては非常にいいことかなと思いますが、実際にやるとなったらかなり難しいものが出てくる事業じゃないかなと感じます。

医療とか介護分野でも同じように、専門職じゃなくて地域のボランティアの人を活用しましょうという話はよく出る話なんですけれども、実際にボランティアを受け入れるがある程度働いてもらうために下準備を整えて、さあ、お願いしますとやらないとうまくいかないから、現実として進まないということがよくある話です。その辺のことをどういうふうに考えているのか。それこそ、こういうことをやったらうまくいくんじゃないかと思っているというようなことを教えてもらえれば、僕、持って帰って話をしたいと思っています。何かお考えがあればちょっと教えてほしいんですけれども。

**教育長職務代理者** 学校教育部長。

**学校教育部長** 今おっしゃったように、学校によっては保護者等の学習支援ボランティア等が入って、伝統的にかなり成果を上げているような学校もございます。ただ、それは全ての学校じゃございません。ここにありますように、今回新たに観点のところ、学校が抱えるさまざまな課題への対応という部分を挙げましたが、学力が、特に基礎学力が備わっていない子供たちが非常に多い地域の学校、それからそうでもない地域もございます。そういうところにつきましては、授業以外の部分でやはり支援を施していかないと、どうしても取り残しの部分、こぼしの部分が起きてしまうだろうと。今回そこにターゲットというんですか、焦点を当てて継続的、安定的に行っていく上では、ボランティアではなくて事業として、計画的に少し投入していきたいということで捉えた事業でございます。

さらに、その部分につきましては、地域の人材の中から学生も含めた人材を活用しつつ、もっと効果的に行っていこうという形ですので、それとボランティア的な部分は決して分かれるものではなくて、相互に相乗効果を発揮していければいいんですけれども、大体、そういったことでなかなかボランティアも育っていないというか、難しい部分もございますので、全ての学校がターゲットではございませんけれども、そういうところを選んで資源を投入していきたいと考えているところでございます。

**市場委員** そうすると、ある程度実績が既にあって、そこについてきちんと制度化しようというような考え方でしょうか。

**学校教育部長** いえ、むしろ逆にこの部分につきましては、そういうのがなかなか難しいような地域には入れるという部分もあるかとは思いますが。むしろ、逆に言うと、制度が整っていて、別の学校支援地域本部事業等で行っているところは、むしろこういうアプローチの仕方じゃなくて、そちらのほうをそのままやっていくという方法もあろうかと思っております。

**教育長職務代理者** 市場委員のご質問は、ボランティアと、実際予算を使ってやる事業との境

目を越えてやるにはなかなか、素人と言っては大変申しわけないけれども、専門職じゃない方がお手伝いすることに関して非常にやっぱり難しいハードルがあるんじゃないかと、その壁を越えるというのは。要は経験が、長くやることによって経験が蓄積して、ボランティアでなく支援員の方もレベルアップしていくというようなことが含まれているんですかね。

**学校教育部長** 当然のことながら、この部分につきましては丸投げ的なものではなくて、もちろん今学校で行っている部分についてお手伝いをさせていただこうというような部分がありますので、そこを全てお願いをしているというものではありませんので、そのところは教えている人たちの云々というのはまたちょっと、余り心配しているところはないんですけれども。

**教育長職務代理者** じゃ、またこれは、余りここだけをやるとあれですので。

**伊藤委員** 今のにちょっと関連して。

**教育長職務代理者** 今の点、伊藤委員。

**伊藤委員** さっき私、指導課長の説明を聞いて自分なりに納得したのは、これは何か塾とか家庭教師の学校版みたいなものかなと思ったわけです。もちろんいろんな違いはあるのかもしれませんが、やっぱり学校で足りないところを補足するわけだから、本来なら個人が塾へ行くなり、家庭教師をつけるというのも一つの方法ですけども、それができない人たちに対して、要するに学校サイドでやろうというふうかなと理解したんですけども。

**教育長職務代理者** その理解が合っているかどうかということですね。

**学校教育部長** はい、そういう部分もございます。いわゆる貧困的な問題にもつながっていくところもありますし、地域によっては基礎、基本が身につけていない子供がかなり多い地域もございますので、そういうところを含めてということで、今おっしゃるとおりの部分も当然課題としては想定しております。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

そのほか、いきましょう。

武田委員。

**武田委員** 質問なんですけれども、学校訪問に行ったときに、たしか道徳の授業をやっているところはあったと思ったんですけども、道徳の教科化に向けた研究校の指定というところで、教科化というのは何か違うんですか。

**教育長職務代理者** じゃ、そこをいきましょう。

指導課長。22ページですね、重点3。

**指導課長** 道徳の教科化について、じゃ、ご説明をいたします。

平成32年度に実施をされる予定であります学習指導要領に先駆けまして、平成27年の初めに学習指導要領の一部が改正されまして、そこには特別の教科、道徳というのが位置づけられました。この特別の教科、道徳というものが、小学校では平成30年度から実施、中学校におきましては平成31年度から実施ということで、既に制度化をされております。

さらに今年度より、その新しい学習指導要領を使って、移行期間というような形で実施も可能というような形でございますので、各学校では新しい学習指導要領の内容にのっとり道徳という教科、今後、特別な教科、道徳というのを進めていくというような、もう流れがきちっとできておりますので、市教委といたしましては、来年度、道徳については市のほうでも研究学校を指定いたしまして、そちらのほうを中心に全市内に特別な教科、道徳についてのあり方、その辺をしっかりと検証しながら進めていきたいというような考えでおります。その中には、当然、指導方法ですとか評価のことですとか、さまざまな要因が入っているということでございます。

**教育長職務代理者** ちょっと理解の促進のために、もう一つ。道徳が教科になったという、じゃ、今やっているのは何なのかというのが質問の根底にあるんです。そこですと、じゃ、今の道徳は何なのかというところを補足していただけると。

**指導課長** 今の道徳は、何と言ったら……

**教育長職務代理者** 教科でないので、点数をつけて……

**指導課長** 今は余り使わないんですけれども、教科以外の領域というような言い方を以前はしていたんですけれども、教科ではないんですけれども、教育課程の内容の一つです、道徳は。

**教育長職務代理者** 教育長。

**教育長** もっと専門語を使わないで説明すると、学校の授業の中には、例えば学級活動とか、成績をつけなくてもいい活動があるじゃないですか。そういう種類に入っていたのが道徳です。それで、算数とか国語とか、そういうものはきちっと成績をつけてやらなければいけないですね、そういう2つに分かれているんですよ。でも、道徳は今度は教科にしなければいけないと、そういうことです。

**武田委員** ああ、わかりました。

**指導課長** すみません。それだけ道徳教育に重点を置くという国の方針でございます。

**武田委員** じゃ、テストも発生するというような感覚ですか、そういうわけじゃない。

**教育長** それはわかりませんですから。

**指導課長** そういうことも含めて……

**教育長** わかんないですよ、それは。

**武田委員** まだわからない。

**教育長** はい。

**武田委員** それを、要するにモデルケースとしてやっていくということですか。

**教育長** はい。

**武田委員** ありがとうございます。

**教育長職務代理者** 市場委員。

**市場委員** ちょっと大きな話になってしまうんですけども、松戸市の施策として、例えば言語活用科だとか、あとは幼児教育の川島隆太先生のとかということが、独自の施策がありますよね。そういうのは、やって、どういう効果があったかだとか、そういうのを評価するのはすごく難しいことだとは思いますが、それをしなくていいのかということも思っているんですけども、その辺の大きな考え方みたいなことを、ちょっとどういうふうに考えているのかを教えてください。

**教育長職務代理者** そうしたら、20ページの方針1の重点1の幼児教育ですね。家庭教育学級のなんか、この間「広報まつど」にどんと出たりしました。これは生涯学習推進課でよろしいですか。効果測定をやるべきなのかどうかも含めて、お願いいたします。

**生涯学習推進課長** 今年度から幼児教育、幼児教育が人間の人格形成の上では基礎をなすべき部分ですので、そこに力を入れるということで、今年度から幼児教育という授業を始めさせていただきました。

いわゆる市の行政評価というシステムがございます。その中では、それなりの業務としての評価は出てくると思いますけれども、それが例えば大きく、松戸の子供たちがこのように変わっていったというようなきちんとした変化としての評価ができるかどうかというのは、今のところ不確定な部分でございます。いわゆる事業ごとのアウトプットは多分お示しすることはできるんだと思うんですけども、そこからどのような学校教育につながり方、それからどういった大人になっていったというのは非常に長いスパンで考えていかなければいけない問題だと考えておりますので、一朝一夕に、即座に効果が出るものというふうには考えておりませんので、そういった部分ではK P Iは今の部分では設定されていないと、重要評価項目としては評価を、今のところはされていないという状態でございます。

**教育長職務代理者** 市場委員、いかがでしょう。



**市場委員** 難しいことはわかります。要するに手法として、こういうことを教育の効果として、こういうデザインで事業をすると、こういう効果測定ができるとかという確立されたものは一般的にはないということなんですよ、恐らく。

**教育長職務代理者** 幼児教育については、ここ一、二年、教育長も何度か言及されておられますが、今の点、大変重点にだんだん重きを置いてきているというふうを感じるんですけども、補足していただけると。

**教育長** 幼児教育については主は子ども部のほうで、教育という部分だけ特化して、私たちのほうは協力体制というか、連携体制をとって進めているわけですけども、今課長からもあったように、成果として見えてくるのにはまだまだ時間がかかるとは思いますけれども、いずれは時間をかけてでも、きちっと評価はしなければいけないというふうに思っています。それで、言語活用科のほうはまた別のスタンスでということですよ。

**教育長職務代理者** 指導課長、お願いします。

**指導課長** 言語活用科に関して、評価というなお話でございましたけれども、まずスタートしたのが平成23年で、全部の学校が特例校としてスタートいたしましたのが24年でございますので、もう5年程度言語活用科の実施のものについては進んできております。その中で、大きくは学習評価、子供たちがどう伸びたか。もう一つは事業そのものがどのような形で推移していったかというような形で考えられるのかなというふうに思っています。

学習評価につきましては、英語分野については毎年英語の実態調査をしているところでございます。本当に興味関心、楽しく学習しているという子供が本当に90%近くおまして、これは全国的に見ましても非常に効果が高い部分かなというふうに考えております。

それから、日本語分野については、なかなか実態的に評価をするというのが、指導時間数も短いものですからなかなか難しいところがありますので、ただこちらは来年度の施策の中にもございますように、日本語分野の充実という部分は大きな課題として捉えておりますので、引き続き検証をしていきたいなというふうに考えています。

事業評価といたしましては、やはり教員の意識が非常に高まってきています。いわゆるその中で小中連携ですとか、それから教員の研修意欲ですとか、そういったものも波及効果として大きく捉えられるのではないかなというふうに思っておりますので、本当に小中一貫のカリキュラムの核となるというような形で、言語活用科については今後も推進していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**教育長職務代理者** 一連のご説明、ありがとうございます。

武田委員、お願いします。

**武田委員** 今の話にちょっと、この間文科省のほうへ行ったときに、たまたま幼児教育のほうに参加させていただいたときも、やっぱりいろんなものが出ていて、今、市場先生がおっしゃった、幼児教育のせっかく川島先生のを導入したという初年度でいらっしゃるということですので、やっぱりそういうものってやったほうがいいのかないのかなというのを何となく、これは私の勝手な感想なんですけれども、思いました。

中でも、やっぱり発表されたものの中で、その子供がどういうふうに育っていくかというのがの大人になるまでの追跡調査みたいなのがあったんですね。それに対する反応というのが物すごく、周りの方を見ていると大きくて、実態調査というと、結局そこまではないと結果は出ないだろうなと思うんですよ。ただ、それに参加してくれる子供とか、個人情報とかいろんな問題もあるので難しいところだとは思いますが、せっかくやっているので、例えば言語活用科が動き出して、子供たちが将来どういう職業についたであるとか、どういった経緯になっていったみたいなものを、アメリカのものとかヨーロッパのものは幾つか参考資料が出ていたんですけれども、実際日本のものってなかったんですね。当然、人種も違えばいろいろ変わってくると思うんですが、そういうものがぜひ、せっかくいいものを始めていらっしゃる時期なので、まだまだ23年、24年度から始めたということで、そんなに振り返るほど遠い年月でもないので、実施可能なのではないかとこのころで、少し考えてみてもいいのかなというふうに感じました。

**教育長職務代理者** ご意見として。

教育長。

**教育長** 欧米は、そういう追跡調査は得意というか、アメリカなどは特に地域によって違う教育をして結果を追いかけるというような、実験プログラムみたいなことがすごく盛ん、盛んまではいかないか、好きですよ。でも、日本は、やっぱりそれはすごく難しいかなというふうに思います。市全体でどういうふうに移行していくかなという把握は恐らくやらなければいけないことだと思いますけれども、その辺は課題として伺っておきます。

**教育長職務代理者** 学校教育、幼児教育あたりはかなり意見が出ています。それ以外にもありませんでしょうか、いかがでしょうか。

松田委員。

**松田委員** 全然、実はまとまっていないので、何ともちょっと今発言するのがはばかれるん

ですけれども、いろいろ施策を見ていくと、こういうことが足りないのだからこういう手当をしますというふうな、あるいはこういうことを充実させていきますというふうな、こういうようなことは大変もつともなことなんですけれども、その先にあるものが何か欲しいなという気がしているんですね。

つまり学校で言えば、学校にクーラーを導入しましたよ、あるいは日本語ができない人に日本語をできるようにしますよということがあるんですけども、じゃ、子供たちは常にそのようにずっと受け身でいるのかと。足りないことに対して、それを補填することによって子供が満たされていく、そういう考えでいいのかということがちょっと私は非常に気になっているんですね。ですから、子供たちが社会に対して何ができるか、あるいはどうしようとするかとか、そういった施策ということもあっていいのではないかなという気がしています。

例えば、児童・生徒会サミットのようなものを立ち上げて児童・生徒自らが学校の自治を考えてもいいでしょうし、コンピューターの使い方を地域の方々に小学生が教えたっていいだろうし、何かそういう施策の面でもっと子供たちが活躍できる場をつくっていくということができないかなと思いました。

学校の先生方も、例えば小中一貫というようなことをこれから研究していこうとするならば、小学校の先生が、中学校で夏休みに補習をやったっていいと思うんですね。あるいは中学校の先生が高等学校で補習に参加しても、TTのような形で参加してもいいと思いますし、あるいは中学生が小学校へ行って補習のお手伝いをしてもいいだろうし、何かそういうような交流といいますか、内部の高まりというか、そういったものをこういう事業を通して考えていってもいいのではないかなという感想として持ちました。

**教育長職務代理者** ご意見です。ありがとうございます。

今、幾つも具体的なアイデアも出していただきました。コメントありますか。

学校教育部長。

**学校教育部長** ありがとうございます。

ごもつとものおりで、我々はどうしても学校を取り巻く課題というのはたくさんありますので、課題から考えるというのが一番わかりやすい。ですので、どうしても事業とか政策的にはそういうところが出てきてしまうと。

ただ、その中でも、昨年度からは基礎基本だけではなくて、もう少し活用型学力の部分にも視点を当てようとか、あるいは今小中一貫の部分でも、確かに課題から入った部分もありますが、それまでは見えない壁があるように交流も何もなかった部分が、かなり進んできた

部分もあると。

それからもう一つ、最後のところで、実は重点4で将来を見据えた松戸の教育の創造という部分、これはほかの市の施策から見れば、余りこういう部分というのは入らない部分なのかなと。今ここの部分では、観点、こういう部分で具体的な事業がこういう部分にございますけれども、今おっしゃった部分を含めて、この部分がもう少し光り輝くような形になっていければ、施策も少し松戸のオリジナリティーじゃないですけれども、今おっしゃった部分が入り込んでくるのかなと思いますので、生かしてまいりたいと思います。

ありがとうございます。

**教育長職務代理者** 私、そこが気になっていたんですけれども、教育改革検討室。

**教育長** これは「検討」は要らない、「検討」はなし。

**教育長職務代理者** 検討しないんじゃないくて、教育改革室を設置する方向で。

**教育長** 今のところ、まだ正式名称はわかりません。

**教育長職務代理者** まだこれは、そういう組織もつくって、ある程度先を見たことを議論していこうと。これが、その小中連携、高校改革という上の観点のところにあるのはそういうことなんでしょうし。それに限らず、先ほどのアイデアは幾つもありましたので、また私も、松田先生のお言葉を議事録でよく読ませていただいて勉強させていただきます。本当にすばらしいアイデアです。

そのほか。

武田委員。

**武田委員** 方針3に移っても大丈夫ですか。

**教育長職務代理者** もう全部、はい。

**武田委員** 1つ、これは誤植ですか。子供たちが、多様な「舞台芸術」は違って「文化芸術」の間違いじゃないかというところが1点。舞台芸術で合っているんですか、それとも文化芸術なのか。

**教育長職務代理者** 舞台芸術でよいんでしょうかという。

**武田委員** 読み上げられたときは文化芸術とおっしゃっていたので、誤植なのかなと推察しましたけれども。

**教育長職務代理者** じゃ、それはちょっと確認しましょう。それと。

**武田委員** 観点の3番目のところの子供たちの学習成果を発表する機会の充実というところなんですけど、先だって、小中学校造形作品展がありましたよね。そちらを拝見してまいりまし

た。以前に、松戸の美術を考えるシンポジウムの際に最後に発言された中学校の先生が、美術の授業が圧縮されているとおっしゃっていました。その中で、いろんな作品をつくらせていくという、発表に値する作品をやっていくというのはすごく難しいことだと思うんですが、非常に気になった点が幾つかあって、それを言っていていかどうかちょっと迷うところなんです。いい機会なんで言わせていただきます。作品展でありながら、すごく教材が見えるという感覚が私にとっては残念だった。物すごく、この教材ありきでこれをつくっていますという作品展だった。だから、全然自由さを感じないという部分さえ見えた、それがすごく、何ていうか、痛ましかったですね。

できれば、せめて教材を使ったのであれば、その教材を使った目的というのがあると思うんですけども、ただ作品を並べてあっただけで、何にもそういう書き添えがなかった。やっぱりそれは子供ではなくて教員からの書き添えでも構わないので、その教材を使った理由とか、それで何を達成させたかったかみたいな説明が欲しかったなと思いました。

発表というのは、あくまでも一般の人に見せるというだけではなくて、やっぱりいろんなことを学習成果としてやっているんですよというのも含めて見えた方が、親御さんも安心するだろうし、一般に見に来ている方にも、それでこういう教材を使ったんだなというふうに納得すると思うんですよ。生徒の作品一個一個は違うものを選んで各学校は出しているんですけども、正直すごく残念な感じが否めなかったんですね。その作品の中で頑張っていることは何なのかというのがもし書いてあったら、この残念さというのは払拭されたんじゃないかなというふうに思って拝見してきました。それが1つですね。

あと、教えていただきたいことが1点。関連する主な事業の中の地域美術支援業務、これは中身はどんなものをなさっているのかというのを教えていただきたいです。

**教育長職務代理者** これは社会教育課でしょうか、地域美術支援業務。24ページ、方針3の重点1ですね。関連する主な事業の中にあります。地域美術支援業務、これが質問ですのでいかがでしょうか。

お願いいたします。

**社会教育課長** 地域美術支援業務につきましては、現在、皆様ご案内のとおり森のホールのエントランスホールで行っております市民の作家、個人の作家さんを紹介するものでございます。

**教育長職務代理者** わかりました。それを指しているということですね。

**社会教育課長** はい、そうでございます。

**教育長職務代理者** 武田委員、よろしいでしょうか。

**武田委員** はい、わかりました。

**教育長職務代理者** 先ほどの舞台か文化かというところについては。

社会教育課長。

**社会教育課長** こちらは舞台芸術ではなくて、文化芸術ではないかというお話がございました。

こちらにつきましても、広い意味では文化芸術の中に舞台芸術も入ると思いますけれども、こちらは子供たちが多様な、あえて舞台芸術に触れる機会とさせていただきます。

この背景にございましては、今例えば宝塚の、松戸市の北翔さんの宝塚公演を松戸市文化振興財団主催で、松戸市教育委員会共催という形で行わせていただきますが、本物の舞台芸術に触れる機会を子供たちに提供することによりまして、やはり情操教育に資するとともに、今後の松戸市の子供たちがいろんな場面でやはり活躍できる、そういった可能性を秘めた子供たちの可能性を見出していくというようなこともございまして、ここではあえて、子供たちが多様な舞台芸術に触れるというふうな表現をさせていただいております。

**教育長職務代理者** ということで。

**武田委員** はい。

**教育長職務代理者** 私からちょっと2点ばかり。

整備に関連して20ページ、図書館整備の進捗、この位置づけ、この1年間ですね。

それと、あと24ページの戸定邸の庭園復元工事も、これも重要な時期かと思えます。この1年、どのような形で進まれるという前提でここにお書きになったのか、関連する主な事業はどの程度を予定しているのか、図書館、いかがでしょうか。

図書館長、お願いします。

**図書館長** 先ほどもご案内いたしましたとおり、図書館整備計画、こちらを昨年5月に策定させていただきました。こちらは図書館整備計画となっておりますが、どちらかといいますと基本構想的な要素が大きい計画でございまして、今年度、まだ審議会の審議が続いておりまして、審議会の委員の皆様にもう少し施設、設備に関して具体的な機能等についてご審議いただくということで、今年度中に提言書という形に取りまとめていただいて、その審議結果をご提案いただくような、そういうことを予定しているところでございます。

以上でございます。

**教育長職務代理者** ことはそういう提案をもう少し具体化していく作業をしていくと。ありがとうございます。

戸定邸、戸定歴史館、お願いいたします。

**戸定歴史館長** 今年度は、復元のための実施設計を現在進めているところでございます。そのために、それに伴いまして、戸定邸保存活用審議会で既にもう1回審査をしていただきまして、この後3月の段階で最終的な案に対するご審議をいただくと。それで、今年度中に実施設計は終えまして、来年度、28年度から復元工事にかかりたいというふうに考えております。全体の工事が終わりますのは29年度、前半を過ぎて秋ごろまでには終わらせたいなというのが今の時点での見込みでございます。

以上でございます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

大分時間が経過してまいりました。そのほか、いかがでしょうか。

確認です。20ページ、生涯学習推進課の関連する主な事業のおやこ特別講演会というのは、平仮名のおやこ特別講演会というのは、もともとやっていた事業であるんですね。これは新規のマークがついていないんですが。

**生涯学習推進課長** 既存の事業です。

**教育長職務代理者** 既存の事業であるんですね。はい、わかりました。

そのほか、よろしいでしょうか。

全体としては、皆さん、ご質問を出していただきながらでございます。25ページの冷房化のところは、もうこの28年度で一気にやるということでございますので、もうことし、28年度限りのここに出てくる事業になるかと思えます。

教育長、何か最後にいいですか、この施策基本方針。

**教育長** また引き続き次の議案のところでもいろいろ出てくると思えますので。

**教育長職務代理者** そのほか、ご質問、ご意見よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**教育長職務代理者** ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第45号を採決いたします。

議案第45号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第45号は原案どおり決定いたしました。

次に、議案第46号に移らせていただきますが、人が入れかわりますか。ちょっと席の移動をする間、待ちましょう。

大丈夫ですか、トイレ等。

**教育長職務代理者** そうしたら、ここで休憩を後ろの時計で10分まで、4時10分からとさせていただきます。

その後は秘密会になります。ご理解のほど、お願いいたします。

(休憩)

---

(再開)

◎議案第46号

**教育長職務代理者** それでは、再開いたします。

次に、議案第46号「平成27年度3月教育費補正予算について」と議案第47号「平成28年度教育費予算について」を議題といたします。

会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議案第46号、議案第47号の審議は秘密会となりますので、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、傍聴の方は退席を願います。

(指定職員以外退室)

---

(以後、秘密会)

**教育長職務代理者** では、議案第46号「平成27年度3月教育費補正予算について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

企画課長、お願いします。

**教育企画課長** それでは、平成27年度教育委員会3月補正予算についてご説明をいたします。

平成27年度3月教育費予算について、3月定例会に別紙のとおり提案するよう市長に申し入れるものでございます。

これから、3月補正予算のご説明を申し上げますが、3月の補正予算と申しますのは基本的には決算をにらんでのものになります。でありますので、事業費が確定しますので、それに伴った増減が主なものになります。もちろん例外もございますので、その辺は漏れなくご説明をさせていただければと思っております。



なかなかわかりにくいんですが、一応、それでも歳出から説明したほうが少しわかりやすいかなと思いますので、まず歳出予算からご説明をしたいと思います。

34ページをごらんいただきたいと存じます。

1段目、まず土木費、道路橋りょう費、道路新設改良費の補正要求額、三角の36万円でございますが、こちらにつきましては、新松戸東小学校の新設に伴い通学ルートとなります市立松戸高校西側歩道整備の事業費が確定したため、減額補正を行うものでございます。

続きまして、教育費、教育総務費、事務局費の補正額24万3,000円でございますが、高志教育基金利子収入を一般会計から振りかえ、基金に積み立てるため、計上するものでございます。

続きまして、教育費、小学校費、学校管理費の補正額7,000万円につきましては、学校の施設・設備の保守点検等における指摘事項など、早急に改善が求められている事項について安全確保を図るため、修繕費及び工事請負費を増額し、また関連工事費、高架水槽改修工事等に契約差金が生じたため、あわせて補正を行うものでございます。

その下、小学校アスベスト対策事業の補正額2,733万3,000円につきましては、六実小学校ほか2校のアスベスト対策工事の事業費が確定したため、補正を行うものでございます。

その下、小学校大規模改造耐震改修事業のマイナス2億7,935万8,000円につきましては、相模台小学校ほか17校の校舎耐震及びトイレ改修工事等の事業費確定に伴う補正でございます。

その下、学校建設費、(仮称)関台小学校新設事業(継続費)の補正につきましても、同様に関台小学校新設事業の事業費が確定したため、補正するものでございます。

その下、中学校費、学校管理費、中学校施設維持管理事業のうち校舎等改修業務、補正額2,500万円につきましては、中学校の施設・設備の保守点検等における指摘事項など、早急に改善が求められている事項について安全確保を図るため、修繕費及び工事請負費の補正を行うものでございます。

その下、中学校アスベスト対策事業の補正額マイナス1,835万3,000円につきましては、牧野原中学校のアスベスト対策工事の事業費が確定したため、補正を行うものでございます。

次に35ページ、一番上の段、中学校大規模改造耐震改修事業のマイナス2億3,462万3,000円につきましては、第一中学校ほか7校の校舎耐震改修工事及びトイレ改修工事の事業費が確定したため、補正を行うものでございます。

その下、高等学校費、高等学校管理費、高校施設維持管理事業の補正額マイナス1,526万

6,000円につきましては、市立松戸高校の校舎耐震及びトイレ改修工事の事業費の確定に伴う補正でございます。

その下、社会教育費、社会教育総務費、文化振興財団運営費補助金の補正額7,560万円につきましては、文化会館大ホールの照明調光操作卓破損に伴いまして、これを緊急更新する必要が生じたので、指定管理者である文化振興財団に対する財団運営費の補助金の補正を行うものでございます。

その下、郷土遺産基金積立金の補正額16万円につきましては、松戸市郷土遺産基金利子収入を一般会計から振りかえて基金に積み立てるものでございます。

その下、公民館費、地方創生加速化事業の補正額1,000万円につきましては、地方創生加速化交付金を活用いたしまして、若者と女性が創造的に働くための「働く」を考え、学び、続ける機会を提供するフューチャーセンターを構築する事業費を確保するため、補正予算を措置するものでございます。なお、当該予算につきましては、平成28年度に繰り越しを行う予定でございます。

その下、文化財保護費、文化財保護事業の補正額マイナス2,618万円につきましては、新市立病院の建設に伴い、建設予定地に埋蔵されている文化財大六天遺跡の発掘調査が10月で終了したため、事業費の補正を行うものでございます。

その下、保健体育費、保健体育総務費、スポーツ振興基金積立金の補正額7万5,000円につきましては、松戸市スポーツ振興基金の利子収入を基金に積み立てるため、計上いたすものでございます。

以上が生涯学習部の補正予算でございます。

続きまして、36ページ、学校教育部の補正予算でございますが、一番上の段、教育総務費、教育研究指導費、児童生徒活動支援事業につきましては、文部科学省が実施する補助事業「教育支援体制整備事業費補助金（いじめ対策等総合推進事業）」のうち、「いじめ問題等の解決に向けた外部専門家活用事業」を活用し、事業費の3分の1の補助金の交付を受けることとなりましたので、財源更正をするものでございます。

その下、教育費、小学校費、教育振興費の補正額300万円と中学校費、教育振興費の補正額200万円につきましては、寄附金を財源に金管バンド編成用楽器とプラスバンド編成用楽器を購入するため、補正予算を措置するものでございます。

その下、教育費、保健体育費、保健体育総務費の補正要求額197万円でございますが、学童災害共済見舞金の支給申請の増加により、見舞金支給額197万円の不足が見込まれますの

で、これを補正するものでございます。なお、学童災害共済条例に基づき、補正額197万円の2分の1は基金からの繰り入れを行うこととしております。

その下、学童災害共済基金積立金の補正額2万円につきましては、平成27年度の剰余金の2分の1及び学童災害共済基金の預金利息の合計2万円を同基金に積み立てるため、計上するものでございます。

以上が歳出でございます。

続きまして、戻りまして歳入について説明をさせていただきます。

まず、30ページでございますが、上段、歳出につきましても、いずれも歳出に関連する財源の補正となりますが、まず30ページの一番上の段、教育費、国庫負担金、小学校費国庫負担金のマイナス1億3,673万8,000円につきましては、（仮称）関台小学校新設事業費が確定したため、国庫負担金の補正を行うものでございます。

その下、国庫補助金、土木費国庫補助金、道路橋りょう費補助金の補正額3,377万2,000円につきましては、東松戸小学校新設に伴う通学路ルートとしての歩道整備工事の財源として、社会資本整備総合交付金という名称の国庫補助金の交付額が決定したため、補正を行うものでございます。なお、当初予算の段階では、まだこの国庫補助金の歳入の見込みがございませんでしたので、当初予算はゼロでございます。

その下、教育費国庫補助金、小学校費補助金の2億2,707万7,000円につきましては、（仮称）関台小学校新築工事やアスベスト対策工事、校舎耐震及びトイレ改修工事等の事業費確定に伴い、国庫支出金の額が確定したため、補正を行うものでございます。

その下、中学校費補助金の補正額684万9,000円も同様に、各種工事の事業費確定に伴い補正を行うものでございます。

その下、高等学校費補助金の補正額マイナス3,171万8,000円につきましても、校舎耐震工事の事業費確定に伴い国庫支出金の額が確定したため、補正を行うものでございます。

その下、社会教育費補助金の補正額1,000万円につきましては、先ほど歳出でご説明をいたしました地方創生加速化交付金のしごとづくり等に資する人材の育成・確保のための事業を活用し、若者と女性が創造的に働くためのフューチャーセンターを構築する事業に補助金の交付を受けるため、補正を行うものでございます。

その下、県補助金、教育費県補助金、小学校費補助金の補正額17万7,000円につきましては、（仮称）関台小学校放課後児童クラブ整備事業終了に伴う事業費確定に伴い、県支出金が確定したため、補正を行うものでございます。

その下、基金繰入金、市立小学校及び中学校施設等耐震改修基金繰入金の補正額マイナス835万円につきましては、市立小学校及び中学校の校舎耐震改修工事の事業費が確定したため、基金繰入金の補正を行うものでございます。

次に、31ページ。

31ページの4つは市債の補正でございますが、いずれも、先ほども申しましたが事業費、それから国庫補助金、それから基金繰入金等の歳入が確定いたしましたので、これに伴いまして市債の額も確定いたしますので、記載のと通りの補正を行うものでございます。

次に、32ページでございます。

一番上の段、国庫補助金、教育費国庫補助金、教育総務費補助金の補正額7万円につきましては、文部科学省が実施する補助事業、教育支援体制整備事業費補助金のうち、いじめ問題等の解決に向けた外部専門家活用事業を活用し、事業費の3分の1の補助金を受けることができるようになりましたため、補正を行うものでございます。

次に、その下、寄附金の中学校費寄附金200万円と小学校費寄附金につきましては、先ほども歳出で申し上げましたが、金管バンド、プラスバンド編成用楽器を購入するための財源としての指定寄附金を計上するものでございます。

その下、基金繰入金、学童災害共済基金繰入金の補正額93万5,000円につきましては、学童災害共済見舞金支給額の補正予算の要求額197万円の2分の1を基金より繰り入れるため、計上するものでございます。

以上でございます。

**教育長職務代理者** それでは、質疑及び討論に入らせていただきます。

多岐にわたっておりますが、ご説明があった順番が歳出、そして歳入ということで、これは符合している部分があります。それで、もうなれている方には見やすいんでしょうけれども、なれていないとさっぱりわからないというご意見も事前にいただいております。事業の確定に伴い、予算から事業費が確定したということで決定したところについては、ほぼ事務的な作業に近いのかなという感もあります。この補正予算につきまして、特にご意見ご質問がありましたら、担当課からもそれぞれご出席いただいておりますので、ご説明いただけたらと思います。気になるところはお聞きいただければと思います。

市場委員。

**市場委員** 予算の額の話じゃないんですけれども、アスベスト対策という言葉が何回も出てくるんですけれども、もう別にアスベストなんて使われていないはずなんじゃないかと思いな

から聞いていたんですけれども、そこはどうなんでしょうか。

**教育長職務代理者** 教育施設課、お願いいたします。

**教育施設課長** 今現在は、アスベストは使用できないことになっていますが、以前建てた建物につきましても、まだアスベストが残っている状態ですので、それを囲い込む工事行っているところですよ。

**市場委員** 学校でも、いまだにアスベストを使っているところはあるということですか。

**教育施設課長** アスベストが残っている部分がございます。

**市場委員** 関台小学校についても、アスベスト対策ということは……

**教育施設課長** アスベストは使っていません。

**市場委員** ないですよ、まさか。

**教育施設課長** はい。

**教育長職務代理者** そのほか、いかがでしょう。

伊藤委員。

**伊藤委員** 35ページなんですけれども、例の市立病院の建設予定地だったところというか、もう工事が始まっているわけなんですけれども、実際、昨年10月まで発掘調査をやっていたという話は私も聞いていたんですが終了ということで、発掘調査の成果というか、どんなものだったのかというのをちょっとおわかりになればと思うんですが、いかがでしょうか。

**教育長職務代理者** 社会教育課長、お願いいたします。

**社会教育課長** 市立病院の建設予定地である遺跡、大六天遺跡と申しますが、こちらにつきましては、委員おっしゃるとおり昨年の10月で終了しております。

その調査の中で、確認調査、そしてその後、本調査に移ったわけですございますが、多くの遺物、いわゆる縄文土器であるとか古墳時代の土師器、すなわち陶器質の土器が出ておりますけれども、その量が膨大であるため、それをとりあえず整理箱に入れて、これから洗って分析しながらまとめていくということで、これから約2年ぐらいかかって、それを今度報告書としてまとめて、成果として皆さんにお出しするという形になりますので、ご報告できるのが2年ぐら以後になります。

ただ、実際のところ、どういったものがあるかといいますと、縄文時代の住居跡とか、あと古墳時代の住居跡、それから土坑といって堅穴みたいな深いものですね。それから、先ほど申し上げました縄文土器、あと石器、中世の土器類、あと貨幣そういったものが出てきておりますが、いずれにせよ、それらを洗浄して、時代的なものとかを分析していかないと具

体的なことはちょっと申し上げられない状態でございます。

**教育長職務代理者** 伊藤委員。

**伊藤委員** そうすると、貝塚とかそういったものも、要するに年代的には周りのものと、この近所にいっぱいありますよね、松戸市内には。大体そういうのと同じと考えてよろしいんでしょうか。

**教育長職務代理者** 社会教育課長。

**社会教育課長** 今までいろいろと、市内ほとんどの高台は至るところに遺跡だらけなんです、それらとほぼ同様のものございまして、特筆して新たな何か発見があったとかいうような状況ではございませんでした。

**伊藤委員** わかりました。

**教育長職務代理者** そのほか、いかがでしょうか。

私から2点。35ページの文化会館大ホールの照明調光操作卓破損による緊急更新ということで、7,560万とかなり大きいので、ちょっと補足説明をいただければという点と、その2段下のフューチャーセンター、これは歳入でもありましたけれども、フューチャーセンターのもう少し具体的なことを補足していただければということでございます。2点。

それともう一点、最後は3点目が、36ページの保健体育総務費の学童災害共済基金条例で、その理由、内容のところ、申請件数の増加で197万超過したというところで、この何か事情が、背景というか今年度の特徴があれば教えていただければと思います。3点です。

社会教育課長、お願いします。

**社会教育課長** まず、今一番最初にご質問がございました文化会館大ホールの照明調光操作卓についてご説明させていただきます。

こちらにつきましては、昨年の12月3日にホールのほうから、ちょっとこれの機器が、プログラムとかを読み込むところがあるんですが、そこが動かなくなってしまったという連絡がございまして、それが動かないとどうなるかと申しますと、舞台照明が、いわゆるコンピューター等でパソコンで制御されておまして、下からライトが当たったり、上から当たったり、あとぐるぐる回ったり、そんな複合的なものを手操作ではとても大変なので、全部事前に入力した形で自動で動かすという形をとっております。その制御装置が不都合を起しまして使えなくなりました。それで、急遽業者を呼びまして修繕をしようと思ったのですが、何せもう設備自体が20年以上たっている古いものですから、部品等もないという状況の中で、とりあえず中古のものをちょっと見つけてまして、それでしのいでいるという状

況でございます。

最初は、そのプログラムを入れるところがだめだったので、手で入力して何時間もかけてやっていたんですが、それを毎日とはとても続けられませんので、それで大至急ちょっと文化振興財団のほうと相談しまして、新規の機材を導入するということに至ったものでございまして、そのための機械の費用でございます。それが非常に高い装置でございますので、今回7,560万と非常に多額でございますが、一般的にどこのホールでも使っているものがそれくらいはするものということで、ご了解いただければと思います。

**教育長職務代理者** じゃ、もうかわったんですか。

**社会教育課長** いえ、まだです。

**教育長職務代理者** これからですか。今、中古でしのいでいて。

**社会教育課長** はい。それをそれぞれのホールごとに最終的にはカスタマイズしないと使えないということなものですから、まだこれからという状況でございます。

**教育長職務代理者** わかりました。ありがとうございます。

フューチャーセンター。生涯学習推進課、お願いします。

**生涯学習推進課長** 今回の地方創生加速化事業でございますけれども、皆様ご案内のとおり、国の補正予算に基づきまして、地域活性化のために、今年度作成した地方版の総合戦略の各事業について先駆性を高め、レベルアップの加速化を図るということで、国としては1,000億円の予算措置をここでするところでございます。

これに伴いまして、私どもも、9月にご審議いただいて、9月の補正で972万円ほどのこの事業をお認めいただき、今現在執行している最中でございますが、この加速化交付金につきましても今回申請させていただいて、次年度以降の本格な稼働になりますけれども、に使わせていただきたいというふうに考えてございます。

フューチャーセンターという耳なれない表現でございますけれども、1990年代にヨーロッパ、北欧のほうで始まったというふうに考えられております。企業の戦略として、いわゆる財務的な資本と知的な資本というふうに考えて、その知的資本に焦点を当てて企業の将来を考えていくのがフューチャーセンターの考え方でございます。いわゆるさまざまな人が集まって、地域や組織の課題について論理的には解決できないような課題を対話によって解決していこうと。対話、あるいはデザイン思考によって解決していこうという場がフューチャーセンターでございます。言葉で申し上げましてもなかなか表現が難しいんですけども、いろいろな立場の方が、その立場を離れて自由な雰囲気の中で立場を超えた対話を行う、議論

ではなくて建設的な対話を行う。その中で課題解決のアイデアを出していくというのがフューチャーセンターの仕組みでございます。それを使って今回は、若者とまち・ひと・しごとが地方創生のキーワードでございますので、若者と女性の働くということに焦点を当てて、フューチャーセンターの手法を使った施策を考えるということでございます。

今回につきましては、9月でお認めいただいて、今現在執行しているフューチャーセンターが3月に形としても、部屋としてもでき上がってまいります。中身も今並行して女性のセッションを2回やりました。若者のセッションを1回やって、来週その2回目が始まります。最終的に3月26日には女性と若者、両方集めてフューチャーセンターのお披露目のような形のことと考えてございますので、皆様もお時間がありましたらごらんになっていただいて、お確かめいただくのが一番いいかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

保健体育課長、お願いします。

**保健体育課長** 保健体育課でございます。

先ほど、学童災害共済の見舞金についてのご質問がありましたので、お答えいたします。

単純に申しまして、これは申請数が例年に比べて若干増えたというのが原因でございます。それで、大体傷病別に別に見ますと、これは学校管理下外でのけがについて見舞金を支給するものなんですけれども、骨折と捻挫で大体61%から67%、例年申請がでございます。特にこの原因は何かという特徴についてはつかんでおりません。申請数が増えたということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

そのほか、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ほかにご意見、ご質問、ないようでございます。

これをもちまして、質疑及び討論を終結いたします。

これより議案第46号を採決いたします。

議案第46号については、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第46号は原案どおり決定いたしました。あ



りがとうございます。

---

◎議案第47号

**教育長職務代理者** それでは、議案第47号「平成28年度教育費予算について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

**教育企画課長** それでは、議案第47号「平成28年度教育費予算について」ご説明を申し上げます。

本件は、平成28年度教育費予算について、3月定例会に議案を提出するよう市長に申し出るものでございます。

説明に先立ちまして、資料の訂正をお願いいたします。

資料の63ページ、上から3段目、学校建設費の小学校冷房化事業の予算額、ずっと右にいきまして予算額の増減、A-Bの欄でございますが、0になっておりますが、正しくは21億2,051万7,000円でございます。ご修正を……

**教育長職務代理者** 2,120,517という、その数字ですね。予算の数字。

**教育企画課長** そうです。

それでは、ご説明をさせていただきますが、まず平成28年度の松戸市の一般会計予算につきまして、若干ご説明をしたいと存じます。

39ページ、40ページでございます。

まだ、これから松戸市議会に提案するという段階でございますが、一応、内部的には予算案として確定してございますので数字を申し上げますが、平成28年度の松戸市一般会計予算は、全体で1,524億8,000万円、前年度と比較し、7.6%の増となっております。

教育費につきましては153億359万4,000円で、一般会計に占める割合は10%となっております。前年度と比較いたしますと46億7,181万9,000円の減額、率にしては23.4%のマイナスでございます。

減額となった主な理由でございますけれども、（仮称）関台小学校新設事業が終了したため、その予算、36億7,714万7,000円が減額になりました。また、小・中学校の大規模改造耐震改修事業も終了いたしましたので、同じく37億4,885万6,000円が減額になります。一方、冷房化で約31億ふえてございますので、差し引き46億7,000万強の減額となっております。

40ページの一般会計における款別の予算額について、予算額の大きい順に款を順番に申し上げますと、トップが民生費729億3,104万8,000円、2番目が土木費209億121万7,000円、3番目が教育費153億359万4,000円、4番目が衛生費139億7,955万6,000円の順となっております。教育費につきましては、大幅な減額に伴い、2番目から3番目となったという状況でございます。

それでは、28年度教育費予算についてご説明をいたします。

初めに歳入でございますが、42ページから49ページまで、ちょっと細かいですけれども、各歳入項目を前年度と比較して記載してございますが、款別の歳入予算額につきましては、第12款の分担金及び負担金が1,805万1,000円、13款使用料及び手数料が2億5,970万2,000円、14款国庫支出金が6億9,544万1,000円、15款県支出金が6,079万6,000円、16款財産収入が238万9,000円、18款繰入金が2,537万8,000円、20款諸収入が2,016万5,000円、21款市債20億7,210万円を計上したところでございます。

歳入につきましては、ひとまず以上とさせていただきます。

次に、歳出でございます。

資料の51ページから58ページまで、各事業ごとに平成28年度、平成27年度の予算額と増減を記載してございます。

これだとちょっと細かいものですから、主な事業に沿って説明をさせていただきます。

それでは、61ページをごらんいただきたいと存じます。

いずれの事業も、先ほどご審議いただきました議案第45号、平成28年度松戸市教育施策基本方針の各重点項目に従い、これを予算措置することを主眼に置き策定いたしましたものでございます。

それでは、資料61ページからの主な事業に沿ってご説明をいたします。

初めに、事務局費、小中学校冷房化事業の小中学校空調設備PFI事業者選定委員会委員報酬2万6,000円でございますが、先ほども申しましたが、全小・中学校に空調設備の整備を開始するわけでございますが、これに関し、PFI事業者選定委員会を新年度も開催するため、委員報酬を計上するものでございます。

次に、学習指導事業のうち国際理解推進業務9,631万5,000円につきましては、小学校外国語活動と中学校英語の連携を図ることにより、児童・生徒の英語に対する苦手意識を克服し、英語力の向上を図るとともに、外国語指導助手や日本語指導協力者を活用し、言語技術の習得を図り、学習意欲や学力の向上を目指すものでございますが、新年度はALTの増員10名

から15名、英語指導者導入10名の増員を含め、計上いたすものでございます。

次に、学校図書館活性化業務642万6,000円につきましては、学校図書館に指導及び図書館運営の指導助言を行う学校図書館司書を小・中学校に派遣するものです。

その下、教職員用教科書及び指導書購入費9,679万9,000円につきましては、英語指導用の指導者用デジタル教科書を導入するとともに、第一中学校と旭町中学校に5教科の指導者用デジタル教科書を導入するものでございます。

次に、児童生徒活動支援事業の児童生徒活動支援業務1,810万2,000円につきましては、放課後学習支援教室や夏季休業中の補習に活用できる学習支援ボランティア（まなび助っ人）事業を新たに導入する費用を含め、計上するものでございます。

次に、特別支援教育事業のうち就学相談業務5,328万6,000円につきましては、さまざまな問題に悩む児童・生徒や学校で起こる問題に対する訪問型支援の拠点として、松戸市立常盤平第一小学校内に学校・家庭支援ステーションを整備するとともに、障害のある児童・生徒の自立と社会参加を目指し、就学相談や特別なニーズのある児童・生徒の支援を行う自閉症・情緒障害特別支援学級を22校、知的障害特別支援学級につきましては東松戸小学校に新設しますが、これを含めて21校に設置する経費を措置するものでございます。

また、特別支援学級補助教員派遣業務1億5,703万4,000円につきましては、インクルーシブ教育への対応として、障害に応じた適切な就学指導や支援を行う補助教員、補助員を派遣する費用を計上するものでございます。

次に、特色ある学校づくり推進事業のスタッフ派遣業務1億5,986万5,000円につきましては、各学校が策定した特色ある学校づくり実践プランを支援するとともに、教育支援を有効に活用し、確実に課題を改善、解決することができる学校の教育力を高めるため、スタッフを派遣し、あわせて日本語指導スタッフを増員する費用を含め措置いたすものでございます。

次に、地域コミュニティづくりの学校支援地域連携業務96万円につきましては、地域全体で学校教育を支援するため、学校と地域の連携体制を構築するための事業に係る学校支援地域本部事業の費用を計上するものでございます。学校支援地域本部につきましては、平成27年度に続き小金北中学校区、牧野原中学校において実施予定でございます。

次に、63ページに移ります。

小学校施設維持管理事業の校舎等改修業務1億8,062万6,000円につきましては、安全で安心な学習環境を確保するため、学校での施設点検結果や各種要望、各種機械類の保守点検の指摘事項などで施設整備の改善が求められている事項について、緊急性や必要性の高いもの

から順次工事を実施するための費用を計上するものでございます。

続きまして、小学校施設整備事業 2億898万7,000円につきましては、松ヶ丘小学校の一部校舎の解体及び新築工事に関する経費と、東松戸小学校の新築工事に伴う事後調査に関する経費を計上するものでございます。

次に、小学校冷房化事業の空調設備 P F I 業務21億2,051万7,000円につきましては、P F I 事業により全ての小・中学校に空調設備を設置するものでございますが、空調設備の設置と維持管理費の小学校分を計上するものでございます。なお、本事業につきましては59ページに記載しておりますが、28年度から平成40年度までの13年間で41億7,294万7,000円を限度額とした債務負担行為が設定されております。

次に、中学校施設維持管理事業の校舎等改修業務 1億982万1,000円につきましては、安全で安心な学習環境を確保するため、学校での施設点検結果や要望、各種機械類の保守点検の指摘事項などで施設整備の改善が求められている事項について、緊急性や必要性の高いもから順次工事等を実施するための費用を計上するものでございます。

次に、中学校冷房化事業の空調設備整備 P F I 業務 9億8,026万7,000円につきましては、P F I 事業による空調設備の設置と維持管理費の中学校分を計上するものでございます。本事業につきましては、先ほども説明しましたが、59ページ記載のとおり平成28年度から平成40年度までの13年間で18億8,867万6,000円を限度額とした債務負担行為を設定しております。

次に、高校施設維持管理事業の校舎等改修業務6,365万2,000円につきましては、教育環境の改善及び学校施設の安全を確保するための修繕等を実施するための費用を計上するものでございます。

次に、特色ある教育活動推進事業のうち国際教育活動業務1,582万6,000円につきましては、市立高等学校の国際化教育を推進するため、外国人指導助手による英語教育を行うとともに、国際人文科生徒を海外に派遣して生徒の国際感覚を養い、視野を広めるための事業費用を計上するもので、その下、情報教育支援業務667万6,000円につきましては、市立高等学校の特色ある教育活動を推進するため、情報機器設備等を整備し、生徒の情報活用能力の向上を図るため、計上いたすものでございます。

その下、学力向上支援業務300万円につきましては、今年度の新規事業でありましたが、予備校の講師を市立松戸高校に招き、希望生徒を対象に大学受験対策講義を行うとともに、教員を対象に受験対策の教科指導法研修を実施するための費用を計上するものでございます。

その下、次に、高大連携支援事業の50万円につきましては、キャリア教育の一環として、

千葉大学などと交流を深めることで、大学進学や学習への興味関心を高めるとともに、留学生との異文化交流を通じてグローバルな人材を育成するための費用を計上するものでございます。

次に、65ページでございます。

社会教育推進事業の社会教育推進関係業務2,175万9,000円につきましては、新松戸郷土資料館の寄附資料を活用、整備するため、横須賀小学校の資料室を改修、整備するための費用に加え、社会教育推進のため、学習支援専門員を導入するための費用を計上するものでございます。

続きまして、文化振興財団運営費補助金の8,911万7,000円につきましては、文化振興財団運営費の一部を補助し、市民文化活動の振興を図るものでございます。

次に、家庭教育力向上事業の家庭教育支援業務310万円につきましては、発達段階に応じた効果的な家庭教育支援施策を研究、検討し、保護者に対して子育てに関する情報や学習機会を提供するための費用を計上するものでございます。

次に、地域住民生活等緊急支援事業の課題解決人材育成業務につきましては、先ほど、平成27年度3月補正で説明したフューチャーセンターの事業でございますので、説明は省略させていただきます。27年度の3月補正予算で対応いたしますので、28年度の予算計上はないということになります。

続きまして、図書館管理運営事業のうち貸出等管理業務2,070万7,000円につきましては、収集した図書館資料を整備、管理し、円滑に貸し出し、返却業務を行う費用を計上するとともに、児童の読書意欲向上に資するため、自分の読書量を記録できる読書手帳や読書通帳を配布する費用を新たに計上するものでございます。

次に、文化財保護事業の文化財調査業務1,861万2,000円につきましては、開発行為等により緊急に埋蔵文化財の発掘調査が必要とされるものについて調査を行い、これらを整備し、記録保存を図るための費用を計上するものでございます。

次に、成人式開催事業791万3,000円につきましては、成人式の企画運営に関し、新成人スタッフの協力を得て開催するための費用を計上するものでございます。

続きまして、戸定歴史館管理運営事業のうち戸定邸保存活用審議会委員報酬6人、36万円につきましては、国の名勝指定となった戸定邸庭園及び戸定邸の適正な保存活用を図るため、戸定邸保存活用審議会を開催するための費用を計上するものです。

その下、施設整備業務9,832万4,000円につきましては、戸定邸の保存活用計画を策定し、

整備するための費用に加え、戸定邸庭園の復元と現存する庭園の改修等を行うための費用を新たに計上するものです。

その下、企画展開催業務114万5,000円につきましては、企画展、徳川慶喜家を開催するための費用を計上するものでございます。

次に、齋藤邸管理運営事業の施設維持管理業務302万7,000円につきましては、一般公開を視野に入れ、旧齋藤邸の母屋、離れの木造建築耐震診断を実施し、建物の安全性を確認するための費用を計上するものでございます。

続きまして、67ページ、博物館学習支援事業の学習支援・情報提供業務1,284万4,000円につきましては、新たに学習支援専門員を配置する費用を計上するとともに、松戸市とかかわりのある落語の公演を開催するための費用をあわせて計上するものでございます。

次に、美術関係事業のうち美術展開催業務801万7,000円につきましては、松戸神社神楽殿の佐竹派絵画展を開催するための費用を計上するものです。

次に、地域美術振興支援業務119万4,000円につきましては、松戸在住、在勤の美術家に作品発表の場を提供するとともに、情報を発信して地域の美術文化活動の振興を支援するための費用を計上するものでございます。

次に、スポーツ活動支援事業の国際スポーツ交流支援業務436万7,000円につきましては、先ほど教育施策方針で申し上げましたが、今年度はソフトテニスによる交流を予定しており、中学生を大邱広域市に派遣するための費用を計上するものでございます。

次に、学校体育支援事業の小中体連事業関係業務534万4,000円につきましては、部活動指導法の研修として日本体育協会の公認スポーツ指導員講習会を受講し、安全・安心で充実した運動部活動を指導する指導者を育成するための費用を計上するものでございます。

次に、下のほうに移りまして、小学校給食管理運営事業、給食設備等整備業務の5,500万円につきましては、小学校給食設備の適切な整備を行う費用及び梨香台小学校の給食室増築に伴う設備移設工事費用を計上するものでございます。

その下の下、給食調理委託業務5億2,985万1,000円につきましては、小学校給食の調理業務を民間に委託するための経費を計上するものでございます。なお、本事業につきましては、59ページに記載のとおり、平成27年度から30年度までの4年間で8億6,540万9,000円を限度額とした債務負担行為が設定されております。

次に、中学校給食管理運営事業の給食調理委託業務4億1,751万4,000円につきましては、中学校給食の調理業務を民間に委託するための経費を計上するものでございます。なお、本

事業につきましても、平成27年度から平成30年度までの4年間の債務負担行為を設定してご  
ざいます。

最後に、松戸運動公園管理運営事業のうち施設整備業務6,000万円につきましては、野球  
場及び体育館競技場のトイレ改修等の費用及び体育館空調等改修工事に伴う設計の委託料を  
計上するものでございます。

千駄堀スポーツ広場管理運営事業のうち施設整備業務3,000万円につきましては、水処理  
施設解体及びフェンス解体工事の費用を計上するものでございます。

ご説明は以上でございます。

なお、ご質問等につきましては、担当課からのご説明とさせていただきたいと思  
います。  
よろしく願いいたします。

**教育長職務代理人** ありがとうございます。

訂正等がありますか。

学校教育部長、お願いします。

**学校教育部長** ごめんなさい。67ページの、ちょっと担当者がいないのであれなんですけれど  
も、多分委託校、管理運営事業の委託業務、中学校と小学校が逆になっているんじゃないか  
など。

**教育長職務代理人** 校数が逆ですね、これは。それで東松戸小学校が新規って、これは小学校  
ですものね。

**学校教育部長** はい。20と25なんですけれども。

**教育長職務代理人** 数字もどうなのかというところですか、そうすると。

**学校教育部長** 数字も中学校は25もありませんから、20しかありませんので。

**教育長職務代理人** いや、右側の予算額。

**学校教育部長** そうなんです。これはちょっと……

**教育長職務代理人** これは確認をしてください。

**学校教育部長** はい。

**教育長職務代理人** これは、ここの資料は、主な事業一覧というのは今回の会議資料としては  
正式ですけれども、議会にも出るんですか、これは。

**教育長** 出ます。

**教育長職務代理人** この主な事業一覧という形が出る、そうですか。じゃ、もし修正があれば、  
この場で正しく修正をして、お願いします。

それと、68ページの上から3コマ目、4コマ目、平成28年度財源内訳ですね。「書収入」というのは、これは「書」という字はあれでしょう。

それから67ページ、さっきの20校と25校のところの上の設備異説工事は、これは「異説」の字が違いますね。そんなのは大した問題ではないので、お願いします。

それでは、議案第47号につきましてはただいまの説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

質疑及び討論は、歳出、歳入の順に進めたいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

初めに、歳出についての質疑及び討論をお願いします。

歳出は、高等学校費までで一度質疑及び討論を行い、社会教育費から事務局説明者を入れかえ、再び質疑及び討論を行いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

今、前半の高等学校費までのご担当の課で入室していただいているところでありまして、ページで言いますと63ページ、64ページまでで、65ページからは社会教育部というふうなことになるかと思しますので、主な事業一覧でいくとそういうところがございます。それで、前のほうの歳出予算のほうはあわせてご確認をください。

説明は主な事業でやっていますので、そちらでご質問をいただくのがいいのではないかと思います。もちろんその前の細かい全体のものに、予算一覧についてご質問があれば、それは適宜ご対応いただきたいというふうに思いますので、あればお願いいたします。

それでは、高等学校費までの質疑及び討論、いかがでしょうか。

市場先生、お願いします。

**市場委員** 61ページ、教職員用教科書及び指導書購入費で、大きく減って3,634万8,000円というのは、デジタル教科書を導入するとか書いてありますけれども、これはもう一通り導入が済んだので、来年度以降は少なくて済みますよという意味なのか、それとも何か、いや、もうやってもしょうがないとか、そういう意味なのか、少し額が大きいので、そこを教えてください。

**教育長職務代理者** 指導課長、お願いします。

**指導課長** ご質問にお答えいたします。

まず、この費用について主な事業の概要というところに記載させていただいておりますのは、いわゆる来年度の政策費として新たに入れたというような部分でございまして、数字のほうマイナスになっている理由については、こちらのほうは学校の教員が使用いたします教科書と、それに伴います指導書をあわせた消耗品の額になっております。



マイナスが大きい理由といたしましては、平成27年度、今年度は小学校の教科書の改訂年度でございましたので、小学校の教科書が約1万1,000冊、そして指導書も同様に1万2,000冊ほど必要でございました。それで、中学校のほうの教科書が改訂年度ではございませんでしたので90冊、そして指導書が84冊必要な状況でございました。それが平成28年度は、今度は中学校の教科書の改訂年度でございますので、小学校の教科書は約2,000冊必要になります。そして、小学校の指導書が約3,000冊必要になります。逆に、今度中学校のほうは教科書が1,300冊必要となりまして、指導書のほうが1,800冊程度必要になりますので、そこでの数字の逆転が出ておりまして、昨年度は教科書、指導書関係で1億3,000万円程度、そして来年度は教科書、指導書関係で9,600万円程度というふうな額になります。加えて、東松戸小学校の教科書と指導書が約300冊程度必要になってくるものというのが、まず大きな増減の理由でございます。

そして、ここに記載されております主な事業として、デジタル教科書というのが、今申し上げたように、中学校の教科書が改訂年度でございますので、昨年度までの教科書ではないデジタル教科書を市内の20校、3学年分に入れますので、それが約500万程度になります。そしてそのほかに、研究校として指定しております第一中学校と旭町中学校におきましては、英語以外の教科、国語、社会、数学、理科の部分についてもデジタル教科書を導入いたしますので、これが50万程度。さらにインストール代が含まれて、こういった数字になるということでございます。

以上です。

**教育長職務代理者** 市場委員、よろしいでしょうか。

**市場委員** 要するに、普通の教科書じゃないデジタル教科書というものがあって、それが今回は中学校だし、前年度は小学校……

**指導課長** いえ、違います。

**教育長職務代理者** どちらかという、金額の大きい差異は、改訂年度が違うので、小学校対象か中学校対象かで全然冊数が減ったというところで減った。

**市場委員** もともと冊数が違うという話ですか、わかりました。

**指導課長** そうです。それで、デジタル教科書は……

**学校教育部長** 一中と旭町中だけが、今ちょっと試行的に2年間だけやっているということですよ。

**市場委員** やっているということ、わかりました。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

そのほか、いきましよう。

伊藤委員。

伊藤委員 今のに関連しての質問なんですが、デジタル教科書が、すでに、試験的に導入されておられるということなんですが、もう既に、ある程度何か評価というか、これはこういう点ですぐれているとか、あるいは、これをまたさらにほかのところにも導入していく方向にあるのか、つまりどう評価されているのかというところを、もしもう既に行っておられるのであればちょっとお聞きしたいということと、そもそもデジタル教科書というのが具体的にはどういうものなのかというのがちょっと理解できないので、それとあわせてお願いします。

教育長職務代理者 簡単をお願いします。簡単に、難しいから。

指導課長 いわゆる教科書の、例えば挿絵とかが動画で動いたり、環境については、中学校については、今英語科の教員分だけ、パソコンとデジタル教科書が導入されていまして、英語科のみで一般の学校は使っています。大型のテレビに、何ていうのかな……

教育長 そういう話はいいで、デジタル教科書そのものの説明。

指導課長 デジタル教科書そのものは、要するに電子化された教科書。教科書の中身が電子化されている。

教育長職務代理者 中身は一緒ですか。

指導課長 中身は基本的に一緒です。ただ、音声や動画がそこで使えるということです。

伊藤委員 それは生徒は持つんですか、持たないんですか。

指導課長 生徒は持ちません。

伊藤委員 紙で持つんですか。

指導課長 紙では持ちません。

伊藤委員 生徒は、じゃ、何にも……

教育長職務代理者 だから、教科書は同じで。

指導課長 映像です。

伊藤委員 ですから、デジタルというふうに教室内ではそういう形で表示されるけれども、生徒はそれが従来どおりの教科書として持っているわけですか。

指導課長 教科書です、そうです。

伊藤委員 わかりました。

**教育長** 要するに、生徒の持っている教科書と同じものがテレビ画面に映って、その画面をクリックすると写真が映像になったりとか、あるいはグラフがもっと違うグラフで動いたりとかというふうな感じです。

**伊藤委員** それは、どう評価されて……

**教育長職務代理者** ちょっと待ってくださいね。

大丈夫ですか。私、こういうアトランダムな会議大好きなんですけれども、記録が。今は教育長でした。いいですか、フォローできます、その辺。それとも一々言ったほうがいいですか、大丈夫。じゃ、いきましょう。続けて。

**伊藤委員** それは、やっぱり生徒の評価とか先生の評価はどんな感じでしょうか。

**教育長職務代理者** 指導課長、お願いします。

**指導課長** 英語科に関しましては非常に顔が上がりまして、発音が大きくなったりとか、非常に見やすい、わかりやすい。そういういわゆるアクティブな授業が展開されているので、非常に効果があると思います。

**伊藤委員** じゃ、先生のほうも、また生徒のほうも割とうまく、ポジティブに受けとめておられると。

**指導課長** はい、そうですね。

**伊藤委員** わかりました。

**教育長職務代理者** 機会があれば、また見る機会があるとね。どこかで学校見学で見たいですね。

そのほか、いきましょう。

伊藤委員、続けて。

**伊藤委員** 61ページの2つ目の国際理解教育推進業務のところなんですけど、先ほどご説明あったように、この増額分は外国語指導助手の増員ということで、先ほど事業の説明でありましたけれども、あと日本語の指導協力者も、これもふやすんですよね。ですけれども、外国語指導助手というのは私も実際お目にかかったことあるし、理解できるんですけれども、日本語指導協力者というのは実際どういう人が、どういうことをやっておられるのかということ、わかりやすくお話しいただくとありがたいんですけれども。

**教育長職務代理者** よろしいですか、そこで一回切りましょう。

指導課長、お願いします。

**指導課長** いわゆる日本語支援スタッフではなく、ネイティブな母国語が話せる協力者です。

つまり初期段階において、全く日本語が理解できない子供たちに対して……

伊藤委員 日本語のわからない子供に対する、日本語の。

指導課長 はい。

伊藤委員 それを日本語指導協力者と……

教育長職務代理者 国語じゃなくて日本語。

伊藤委員 わかりました。ちょっと誤解していました。ありがとうございます。

教育長職務代理者 そのほか、いきましょう。

松田委員、お願いします。ちょっと一回休憩して、松田委員いきましょう。

松田委員 61ページの特別支援学級補助教員派遣事業なんですけれども、これはどこに派遣されることになるのでしょうか。普通学級に派遣されるのでしょうか、それともここに書いてあるとおり特別支援学級なのでしょうか。

教育長職務代理者 教育研究所長、お願いします。

教育研究所長 補助教員、補助員につきましては、特別支援学級に派遣するものでございます。

以上です。

松田委員 インクルーシブ教育のためですか。

教育長職務代理者 教育研究所長、お願いします。

教育研究所長 その観点から、学校体制を支援するものでございます。

松田委員 ちょっとインクルーシブ教育というのはなかなかわからないので、説明いただければありがたいんですが。

教育長職務代理者 教育研究所長、お願いします。

教育研究所長 簡単に申し上げますと、障害の有無を問わず、誰もが同じ環境で同じ教育を受けるシステムを整備する、そういうふうに捉えられるかなというふうに思っております。

松田委員 そうすると、それは普通学級に置くのではなくて、特別支援学級に置いたほうが効果的、そういう普通の教育が受けられるんですか。

教育長職務代理者 教育研究所長。

教育研究所長 通常の学級には、障害のある児童・生徒を支援する者として支援員及び看護師を派遣しているところでございます。

以上です。

教育長職務代理者 学校教育部長。

学校教育部長 松田先生のおっしゃるところは、極端な話、特別支援学級のところではなくて

一般学級と。要は、松戸市におきましては、大体児童8名で本部の教員が1名ついています。それに対して、さらに補助教員、教員免許を持っている補助教員というのと、それから補助員さんという、これを大体90名、100名近く派遣しているんですね。それで、その部分は、当然その該当学級の子供の支援というものもありますけれども、もう一つの狙いとしては、特別支援学級が校内の拠点的な、一般学級とのそういうインクルーシブ的な部分の仲立ちをするという機能も持たせようという高い狙いもあるんですけども、なかなかその部分というのは行き着かない部分もございますけれども、そういうバックグラウンド的な部分もございます。なので、そういう部分も含めて、ここではインクルーシブというのをやっている、大きな意味で。

**松田委員** よくわかりました、はい。

**教育長職務代理者** いかがでしょうか。

伊藤委員。

**伊藤委員** 同じく61ページなんですけれども、ちょっと若干こだわって恐縮なんですけれども、真ん中辺にある児童生徒活動支援事業の中で、例のまなび助っ人のことなんですけれども、ここは学習支援ボランティアと書いてあります。それで、新たに導入するとあるんですけども、先ほどの事業のところのご説明だと、ボランティアというのはもう既にあって、今回新たに導入されるのは学習支援員という気がするんですが。そうすると、これはボランティアではなくて学習支援員のことじゃないかなというふうに思ったんですけども、いかがでしょうか。

**教育長職務代理者** 指導課長、お願いします。

**指導課長** 申しわけございません。こちらは訂正をお願いいたします。委員さんがおっしゃるとおりボランティアではございませんで、学習支援員でございます。

61ページのちょうど中段程度、児童生徒活動支援業務の1行目の終わりから2行目にかけて、「学習支援ボランティア（まなび助っ人）」とございますが、こちらのほうを「学習支援員（まなび助っ人）」というふうにご訂正をお願いいたします。

**教育長職務代理者** 訂正です。

そのほか。

市場委員、お願いします。

**市場委員** 一番下の地域コミュニティづくり事業とありまして、モデル的に2つの学校区でやろうということなのかなと思いました。こういう地域コミュニティづくりの中心に学校がな

ろうという試みは非常にいいことだと思いますけれども、同じような試みは多分市長部局のほかの部局でもあると思うんですよね。その辺との整合性はとらなくていいかもしれないけれども、協力体制はぜひとっていただいて、非常に大事なことだと思いますので、実効の上がることをやっていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

**教育長職務代理人** ご意見として。

企画課長。

**教育企画課長** 承りました。

**教育長職務代理人** ありがとうございます。

いかがでしょうか。

市場委員。

**市場委員** これも意見というか要望というか、先ほどの学習支援員の話ですけれども、こうやって地域の方が学校に入っていくということは、総論としては非常にいいことだと思っておりますが、それは例えば学校の現場の先生として、本当にそれはウェルカムなのかとか、教育はやっぱり教師、専門職がやるべきだ、少なくとも授業とかについてはやるべきだという考え方だって、きっとあるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺、例えば校長先生とか現場の先生とか、そういう人たちに広く、教師じゃない人が実際に学習支援をするということについて、コンセンサスがとれているものなのかなということも、ちょっと疑問に思ったりもするんですけれども、その辺、認識というか、皆さん違うんでしょうけれども、大勢としてどうかというのがもしあれば教えてほしいんですけれども。

**教育長職務代理人** 施策方針の議案のときにも、市場委員からは同様の疑問なんです。

学校教育部長。

**学校教育部長** おっしゃるとおりに、学校の支援人材というのはいわゆる環境型というか、余り専門性がなくともお手伝いできるような、例えば校舎を壁塗りをしたり、草を取ったりというような部分から、それからかなり専門性の高い部分のところの、例えば専門性を持った人たちがお手伝いをしてくれて、この部分というのは、はっきり以前は分かれていたんですけれども、今は保護者でも丸つけをお手伝いしているような学習ボランティアがかなり浸透してきています。ですので、そのあたりはかなり考え方が変わってきたのじゃないかという点が、まず1点目です。

2点目は、今や、もう学校の先生だけでなかなかやり切れない部分というのがございますので、できる限り外部の人材を活用したいというのは多くの先生方が望まれます。ただ、そ

のとき課題になってくるのは、やはりコーディネートする役割というのが非常に難しい部分がございます。教頭がその役割を担ったりとかする部分。

ですので、事業化していくというのはそういう部分のこともありますし、先ほども出ましたけれども、学校地域支援本部事業なんていうのはそのあたりの部分のクリアする研究をしている、コーディネートが中心になる事業でございますので、そういう部分の成果なども生かせるような形にしていければなと思っておりますので、おっしゃる部分を含めて検討してまいりたいと思っております。

**市場委員** 本当に、意義としては非常にあることと僕も信じてはいるんですけども、実際には多分難しいことがいっぱい出てくると思いますので、事務局とか、それこそコーディネートする人の苦労が多分あると思っておりますけれども、よろしくをお願いします。

**教育長職務代理者** いかがでしょう。もういいんですか。

ちょっと全体といいますか、個別といいますか、私から。

小学校1年生から4年生までの英語の教材づくりについても、施策方針のほうでも出ていたと思うんですけども、そういった分野での重点の力の入れようというのはどこら辺にあらわれているのかなというのをお聞きしたいのと、それから高校生の市立高校の63ページ、64ページで言うと、下から2こま目に学力向上支援業務というところで、これは増額は100万なんです。これは、昨年度というか今年度を踏まえて、28年度はどのような力を入れていくかということについて、お聞きをしたいなというふうに思っております。2点です。いかがでしょうか。

指導課長、お願いします。

**指導課長** 低中学年の教材につきましては、国際理解教育推進業務の中に含まれておりまして、いわゆる本市独自のICT教材「ハートでEnglish」の一部を編集し直しまして、1年生から4年生までで使える5分程度の簡単な教材に再編集するという費用を計上しております。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

そうすると、この増減で4,291万円というのが主にそれに当たるということで。

**教育長** 主でもないです。

**教育長職務代理者** 主でもない。増額分の主なものがそれというわけではないわけですか。

指導課長、お願いします。

**指導課長** 増減分につきましては、まず小学校の英語指導者の賃金が10名分、1,500万円。そ

れから、いわゆる外国語指導助手の小学校低中学年分の5人の増員分が2,300万円程度。そして、日本語指導協力が4名から8名に増員されますので、こちらのほうが110万程度。そして、今申し上げました新規のICT教材の編集費用が240万程度ということでございます。

**教育長職務代理者** わかりました。ありがとうございます。

市立高校、お願いいたします。事務長、お願いいたします。

**市立高校事務長** ご質問の63ページ、学力向上支援業務につきましては、まず平成27年度、今年度なんですけれども、予算200万円ということで、趣旨としてはやる気のある生徒、あるいは力ある生徒については、学習面での支援や受験ノウハウ、あるいは最新の情報等を提供することで、進学に向けた学習意欲の向上、あるいは生徒の希望する進学先を実現するというための学習環境の整備を目的ということで実施いたしました。

実績なんです、27年度は去年の10月から11月にかけて、国語、数学、英語、それぞれの3教科について1回60分、これを各7回、センター試験対策講座ということで実施いたしました。予備校につきましては、各校新聞報道でもあったんですけれども、国語は代々木ゼミナール、数学が栄光ゼミナール、英語が河合塾ということでお願いしております。その後、翌月12月なんですけれども、センター試験のプレテストということで模擬試験を実施いたしました。こちらも予備校のほうでやったんですけれども、その後それについての解説講座というのを国語、数学、英語。それで、数学はⅠAとⅡBということで、トータル4回やっております。

対象者につきましては、当然受験予定、3年生のセンター試験を受験予定する生徒、2年生の進学希望者、1年生ということで、結果としては全生徒を対象にやりました。これは当然全生徒、全保護者に事前に案内を通知いたしまして、こういうのをやりますと、希望する方はどんどん来てくださいというふうな案内を差し上げました。最終的に受講者といえますか、全員希望者が受講者になったんですけれども、30名受講してございます。内訳といたしましては、男子が22名、女子が8名。学年別で言いますと、1年生が1名、2年生が4名、3年生が25名の合計30名というふうになってございます。

今年度につきましては、まだ予算が若干あることと、春休み等もございますので、今、予定なんですけれども、今年度は3月に、まず、部活動に加入してなかなか予備校に出られないというような生徒もございますので、そちらに対しての英語講座、センター対策の英語講座をやりたいと。それから、あと未加入の生徒、部活に入っていない生徒、普通の生徒



なんですけれども、こちらについては春休みを利用して講座を何回かやりたいねというようなことを、今、学校職員の中で学力向上委員会というのがありまして、そちらのほうで、今、3月のプランニングについては鋭意検討中であるというところでございます。

28年度につきましては、予算要望は100万増やして要望しておりますので、もしこれがつくということであればもうちょっと事業を拡大しまして、去年は10月からという遅いスタートで、主に3年生を対象というところで始めたんですけれども、28年度につきましてはもうちょっと枠を広げて1年生、2年生、それから夏ごろからやるとか、その辺はまだ全然未定なんですけれども、27年度よりはもうちょっと広い範囲の事業を行いたいというふうに考えてございます。

以上です。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

松田委員。

**松田委員** 今の高等学校のことなんですけど、その成果というのはどんなふうに評価していきますか。

**教育長職務代理者** 受講者数は今言っていたので、そういう何か効果が見えたかどうか。

**松田委員** そうですね。生徒のほうの成果といいますかね。

**教育長職務代理者** お願いいたします。

**市立高校事務長** 成果につきましては、1教科7回、60分を7回ずつそれぞれやって、すぐ出るものではないというように思っています。ただ、今、受講生に対しましてアンケートを実施しております。これについて、今集計中でございますので、そのうちまた結果は出ると思います。

ただ、私がちょっと漏れ聞いたところでは、受講生のほうからは、もっと早くこういうのをやってほしかったというような意見もあったということは聞いてございます。一応、成果につきましては今集計中ということで、よろしくお願いいたします。

**松田委員** 教員のほうはどうか。こちらのほうには書いてありますが。

**市立高校事務長** 教員につきましては、各教科の先生も授業をのぞいていろいろメモをしている姿もございましたので、今後、通常の授業の中にも予備校の、先ほど言いましたテクニックだとか、ノウハウだとかというのを取り入れていくのかなというところでございます。

以上です。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

**松田委員** これからということですね、成果は。

**市立高校事務長** そうですね。

**教育長職務代理者** ちょっと拡大してやりたいというところでございます。

市場委員。

**市場委員** 今、成果はこれからだという話ですけれども、さっきの幼児教育とかの話とは違って、これはもう本当に学力そのものを向上させるという事業だと思いますので、成果をはかるという意味では、比較的とりやすい話だと思うんですよね。だから、きちんと成果をはかってもらって評価をするべきことだと思いますので、よろしくお願ひします。

**教育長職務代理者** 学校教育部長。

**学校教育部長** 私が聞いたところによりますと、センター試験の受講者というのは非常に少なく、ノウハウもなかなかないという。1つ、ターゲットとしては、その部分のところを開拓していきたいというような部分で、そのあたりは指標的な部分を一つの目安にしたいということも聞いておりましたので、あわせてその部分を含めて設定していきたいと思っております。

**教育長職務代理者** そうですね。下の学年のお子さんにとっては、そういうものができた前例を見ながら、自分もそのようなこととはやっぱり、これからモチベーションが上がってくるという効果もあるのかもしれませんが、これはぜひ何とか、めり張りとしては非常に攻めの部分だと思いますので、形ができてくるといいなというふうには思っています。

ほか、いかがでしょうか。高等学校費まで。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

**教育長職務代理者** それでは、ここで社会教育費以降に質疑及び討論を移りたいと思います。

入れかえがございます。若干お待ちください。お疲れさまでございました。

**学校教育部長** 先ほどの資料の訂正の確認だけさせてもらってよろしいですか、最初に。

**教育長職務代理者** じゃ、再開します。

資料の訂正を学校給食担当室、お願ひします。

**保健体育課学校給食担当室長** 資料の67ページでございますが、その中の左の目で言いますと下から2段目、学校給食費の上の段の小学校給食管理運営事業の3つ目の給食調理委託業務なんです、委託校20校というふうになっております。それで、その2段下の中学校給食管理運営事業の同じく給食調理委託業務がございまして、中の委託校の内訳20校というものが

中学校のほうでございまして、25校のほうが小学校になります。説明書きが入れかわるとい  
うような形になります。金額についてはこのままでございます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。訂正でございます。

それでは、社会教育費から終わりまでというところで、質疑及び討論をお願いいたします。  
いかがでしょうか。

市場委員、お願いします。

**市場委員** 65ページの一番上ですけれども、先ほど新松戸郷土資料館の資料を横須賀小学校に  
収めて、そこを資料館みたいにするというようなお話だったと思いますけれども、そうする  
と、そういうところには日常的に一般市民が出入りしたりするようなことがある。市民と学  
校の交流ということに非常に最近興味を持って、その辺はどうなのかなと思ったんですが。

**教育長職務代理者** ごめんなさい、どこですか。

**市場委員** 65ページの一番上で、横須賀小学校に資料室を整備するという話だったんですけれ  
ども、資料室というのがどういうものかちょっとあれですけれども。

**教育長職務代理者** 社会教育課長、お願いします。

**社会教育課長** こちらの65ページにございます横須賀小学校の資料室の関係でございますが、  
こちらにつきましては、新松戸郷土資料館が閉館となったことに伴いまして、そこに展示し  
てあったものを今年度は新松戸南小学校、そして来年度に今度横須賀小学校に持っていくと  
いう形をとるものでございます。

具体的には、この資料室につきましては学校の教育財産として、要するに学校の子供たち  
の教材として置くものでございますので、一般市民に開放するというのではなく、学校の教  
材として活用するということになります。ただ、横須賀小学校のみならず、周辺の学校も一  
緒に必要ながあれば活用していただくということで、寄附者である財団法人の郷土資料館のほ  
うからも、そのような形で使ってくれというお話がございました中で、今回、横須賀小学校  
のほうに来年度の予算で移設するというものでございます。

これに要する費用といたしましては、郷土資料館のほうで寄附が約1億円がございまして、  
その基金がございまして、その基金から活用させていただいて設置するということになって  
おります。

以上でございます。

**教育長職務代理者** 博物館次長、お願いします。

**博物館次長** 補足の説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、ちょうど今博物館で学習

資料展ということで、約80年前の農家の皆様の生活を再現した展示をやってございます。これにつきましては、小学校3年生の授業のカリキュラムと連携したものでございまして、毎年1月、2月から3月の頭にかけて、市内外から60校近い学校の3年生の皆さんに見学していただいているんですが、要はこれと同じ題材のものが、こちらの新松戸地域の学校のほうで新たに保管されるようになりますので、博物館単体といたしますと、今申し上げたとおり柏だとか鎌ヶ谷だとか流山だとか市川だとか、いろんなどころからおいでいただいでいて、それがうちの成果ではあるんですが、学校のほうからお考えいただくと、博物館まで足を運ばなくても新松戸地域のほうで、博物館に来て見ていただくものと近いものが常設的に今度見られるようになるというような新たな効果も生まれてくるのかなということで、博物館の学芸員としても、展示についてはご協力をさせていただいているところでございます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

市場委員、よろしいでしょうか。

**市場委員** わかりました。

あと、今年度は新松戸のどこかほかのところにあったという話でしたけれども、それは今後移っていくというものなんですか。それとも、今後は横須賀小学校に常設されるというものなんですか。

**教育長職務代理者** 社会教育課長。

**社会教育課長** 郷土資料館にあった展示物を一部を移設したということで、寄附いただいたものを新松戸南小学校でございまして、そちらのほうに持っていきました。ただ、これは1教室でございまして点数的にはちょっと少な目です。そして、横須賀小学校につきましては、2教室分プラス廊下を使ってちょっと大規模なものとなりますので、持っていくものも多くなっております。

**教育長職務代理者** じゃ、それは常設されるということですか。

**社会教育課長** 常設でございまして、はい。

**市場委員** ありがとうございます。

**教育長職務代理者** そうすると、今後、管理は社会教育課なんですか、その後。

お願いします。

**社会教育課長** 管理は全て学校のほうが、それぞれ管理していただくことになっております。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

ほか。

松田委員。

**松田委員** 65ページの図書館費について教えてください。

図書館管理運営事業の新規の中に、読書手帳、読書通帳というのがあるんですが、これは具体的にどう違うのか。それで、これが児童だけが対象になっているんですけども、小学生という理解でよろしいのかどうか、教えてください。

それから、図書館費の中に、事業名は成人式の開催事業となっているんですが、成人式を図書館費で扱うということの理由は何かあるんでしょうか。それが、成人式の開催事業が7万5,000円ほど減額になっているんですけども、これはどういう積算根拠なのかなと思ったんですが、お願いいたします。

**教育長職務代理者** 図書館長、お願いします。

**図書館長** 読書手帳、読書通帳ということでご質問いただきましたので、お答えいたします。

読書手帳につきましては、小学校の児童を対象に配布することを考えてございます。学校の本、あるいは図書館の本、友人から借りた本をみずから記入するというような形で読書手帳を考えておりますが、実際にみずから記入ができない未就学児、あるいは児童の中でもみずから記入できないようなお子さん方については、機械で自動的に印字ができる読書通帳というものを配布する予定でございます。

以上でございます。

**教育長職務代理者** 松田委員、いかがでしょう。

**松田委員** あともう一つは。

**教育長職務代理者** もう一つは、これは合っているんですか、成人式は。社会教育費のほうですかね。

**社会教育課長** そうですね、はい。

**松田委員** 社会教育費ですか。じゃ、わかりました。

確かに手帳か通帳があると、子供たちの意欲が向上するのかなと思ったんですが、もしそうだとすれば、対象をもっと広げてもいいのではないかなというふうな気もしています。意見です。

**教育長職務代理者** というご意見で、児童をとっかかりに、もっと広がっていいのではないかというご意見でございます。よろしくお願いいたします。

**松田委員** よろしく申し上げます。ご検討ください。

**教育長職務代理者** この表の作り方については訂正がありますか、どなたにお聞きすればいい

いんでしょうか。

社会教育課長、お願いします。

**社会教育課長** 今、成人式開催事業が図書館費に入っておりますが、こちらは青少年指導費という目になりますので、図書館費のところの一番下の文化財保護事業、これもちょっと違うな……

**教育長職務代理者** そうですね。55ページを見ますと、青少年指導費という目の中に成人式開催事業があるので、この表に、目の欄に青少年指導費を入れると。

**松田委員** じゃ、その上も違いますね、文化財も。

**学校教育部長** 文化財も違うね。

**教育長職務代理者** 文化財保護費もそうですね。

**生涯学習部長** 文化財保護費が目のほうに入りますね。文化財保護事業が左に移って、文化財保護費という目でございます。

**教育長職務代理者** 訂正を確認します。65ページは、図書館費は図書館管理運営事業のみで、目の欄に文化財保護事業の左側に文化財保護費を欄をつくって記入。それから、成人式開催事業のところを青少年指導費、これも欄をつくる。お願いします。

ほか、いきましょう。

**松田委員** 7万5,000円減額の理由を。

**教育長職務代理者** 7万5,000円減、これは社会教育課長。お願いいたします。

**社会教育課長** 7万5,000円の減額につきましては、成人式で渡しています記念品がございますが、この記念品が今まで予算上、1人頭1,000円で要求していたところ、ちょっと査定上、削られまして、その関係で全体として落ちてしまったという形になっております。

**松田委員** わかりました。

**教育長職務代理者** 単価で幾ら違ったんですか、7万5,000円って。

**社会教育課長** 単価600円ということで400円減となっております。

**教育長職務代理者** そうですか。その割には7万5,000円という、人数の問題なのかな。

**松田委員** ちょっと寂しいね。

**教育長職務代理者** 600円ね、なかなか厳しいです。

ほか、いきましょう。

伊藤委員。

**伊藤委員** 戸定邸のことなんですけれども、先ほどご説明を一部いただいたんですが、ちよっ

とさらにわからないところを教えてくださいたいんですが、戸定邸の保存活用審議会は、もう人選は済んでおられるのか、これから人を選んで審議をされることなのかちょっとお聞きしたいのと、それからその中に例の、名前を今ちょっとど忘れしてしまいましたが、あそこはお店じゃなくて、時々活用され……

**教育長職務代理者** 松雲亭。

**伊藤委員** 松雲亭です。失礼しました。松雲亭は今は非常に限定的に使われているので、収入も本当にわずかしか入ってこないと思うんですが、何か松雲亭をもっと有効活用するようなことも議論に含まれているのか、それから庭園の復元というのは、今まで福島県の寮があって松戸市が購入されたと思うんですけども、あそこの部分を復元されるということで理解してよろしいのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

**教育長職務代理者** それでは、館長、お願いします。3点。

**戸定歴史館長** お答えさせていただきます。

まず、戸定邸保存活用審議会の任期でございますけれども、昨年度12月25日に委嘱状を交付をいたしまして、それから任期は条例上2年というふうになっております。ですので、今回の任期は2年間、ご審議はいただくということになっております。

それから、2点目でございます。松雲亭の件でございますよね。松雲亭に関しましては、この戸定邸保存活用審議会という名前がございますように、戸定邸をどのように活用していくのかということもご審議いただく、そういった範疇に見据えて名前をつけてございます。そういったことで、今の時点ではまだ、1回開催しておりますが、もう直近の課題であります戸定邸の庭園の保存の専門的な内容についてご審議はいただきましたが、今後活用という観点から、今ご指摘がございました松雲亭と戸定邸をどういうふうに組み合わせれば最高に、よりよく活用できるか、そういったこともご審議の内容にはあり得るかというふうに思っております。

それから、3点目の復元の範囲でございますけれども、昨年3月10日に名勝に指定された区域の面積はおおよそ1万4,000平米でございます。おおよそイメージといたしましては、中央に園路が走ってございますが、その西側部分、戸定邸のある側ですね、これが一番南の端は千葉大学の園芸学部に至っております。そして、その中で主たる、もう明らかに復元をしなければいけないのは、今ご指摘がございました旧福島県学生寮でございますが、そこだけではなくて、これまでのご審議で芝生を主とした庭園部分、それから跡地の部分、それからさらに、その跡地から千葉大園芸学部に至る斜面の部分、ここが一体的に設計をさ

れたということが明らかになってきてございます。ですから、復元工事が完成した暁には、一番大きく変わるのはもちろん跡地でございますけれども、芝生の庭園部分の植栽なども明治時代とはちょっと変わっていると。

そういったことで、変わっているという、単に外形的に変わっているということだけではなくて、その本質的な価値、意味するところをよくご検討いただきまして、より全体としての価値が高まるようにと、そして、なおかつそこには、当然復元する目的は、やはり活用ということでございます。よりよき復元をして活用に資するよという観点で、ただいま準備を進めているということでございます。

以上でございます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

伊藤委員。

**伊藤委員** 今のご説明でよくわかったんですけども、いかにうまく復元しても、やはりより多くの人を引きつける、魅力あるものにしていくという観点からも、どういったものがあれば、あるいはどううまく提示すれば、より多くの人に来ていただけるかという観点から、松雲亭の活用も含めて、検討をぜひ進めていただきたいというふうに思います。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

武田委員、何か。いいですか。

**武田委員** はい。

**教育長職務代理者** 何かサインがあったような気がしたんですけども、気のせいでした。

**武田委員** じゃ、1点だけ。

一番下の齋藤邸というところなんですけれども、去年は計上されたものが何も使われずにことしに繰り越しということなんだと思うんですけども。違うんですか、予算。

**教育長職務代理者** 去年が2万7,000円を、ことしは302万7,000円に増額したと。

**武田委員** 去年からの繰越金をそのまま温存して……

**教育長職務代理者** 繰り越しではない。

**武田委員** ということは、ここは維持管理って、耐震診断をするというけれども、何か市の指定とかされているような特別なものなんでしょうか。

**教育長職務代理者** 齋藤邸についてのご説明を社会教育課長、お願いします。

**社会教育課長** まず、繰り入れの部分でございますが、それは先ほどちょっと申し上げました郷土遺産基金というものがございまして、財源をそちらのほうから持ってくる、その金額で



ございます。

齋藤邸につきましては、屋根が大分、カヤぶき屋根なものですからかなり傷んでおまして、ちょっと雨漏りが始まったということがございまして、今回修繕させていただくため、300万の予算をお願いするものでございます。

**教育長職務代理者** ちょっと齋藤邸そのものについて簡単に。

**社会教育課長** 齋藤邸につきましては、平成10年頃ですが、齋藤トシさんという方から寄贈されたものでございます。もともと古民家だったものが、旦那さんが大学の教授をやっていたんですけど、その方が買い取ってお住まいになっていたんですけども、旦那さんが亡くなられて、その後ご自身も、齋藤トシ様も大分お年を召されたものですから、貴重な、庭も結構、農家づくりにしては立派な庭園がございまして、それを何とか後世に残した上で生涯学習の場として活用できないかということで、松戸市に寄附されたものでございます。ただ、寄附されて大分年数もたったものですから、その間、カヤぶき屋根についてそのまま放置していた関係もございまして、今回その修繕を行わせていただくということでございまして、その費用が基金からの繰り入れという形になっております。

**教育長職務代理者** わかりました。市の所有であるということで、それで今の活用状況について、もし何かあれば。

**社会教育課長** 活用につきましてはまだ、いわゆる公の施設として一般開放という、通常の市民センターとかそういう扱いではないんですが、希望があった場合、その場で、例えばNPO団体等で子供の学びの場をやったり、それから文化財の史跡めぐりであるとか、さまざまな形で年間約500名程度の方に利用いただいている状況でございます。

**教育長職務代理者** 武田委員、よろしいでしょうか。

**武田委員** 古民家とおっしゃったんですけども、これはもともと松戸にあったものというか、そういうものの古民家とか、そういう意味で寄贈いただいたというのを受け入れたということですか。

**教育長職務代理者** 社会教育課長。

**社会教育課長** 齋藤邸はもともとその場に建っていた農家でございまして、明治のつくりでございます。

先ほどちょっと申しはぐれましたが、活動として、あと竹紙づくりという竹を使った紙ですね、希望によりまして、そういったものを体験していただいている状況でございます。

**教育長職務代理者** 武田委員。

**武田委員** カヤぶきというと、恐らく私が考えているところによると、たしか聞いた話では30年、40年に一回の改修が必要なんですよ。それで、いただいたときからもう大分たっていらして、間違いなくこれは起こり得ることだったんですけれども、せっかく必要としていただいたものであったらば、前回の屋根の修繕のときから年数をきちんと数えてやらないと、これは一回破れてしまうと、実はすごく悪くなるんですよ。だからその辺のところも、せっかく受け入れたのであったらば、きちんとしたほうがいいような気もするし、逆に言うと、カヤのふきかえってすごく学習になると思うので、むしろ活用したらいいんじゃないかなというふうに想像します。一回見てみたいと思います。ありがとうございました。

**教育長職務代理者** そのほか、いかがでしょうか。

伊藤委員。

**伊藤委員** じゃ、もう一点だけ、すみません。

67ページのスポーツ活動支援事業で、国際スポーツ交流支援業務、これは私も以前から聞いて、こういうのを毎年交互にやっておられるということで、28年度は日本側から中学生がソフトテニスをするということで、これだけの予算が計上されているんだろうと思うんですがこれは中学生、要するに選抜、そういうソフトテニスをする松戸市内の中学生を何人ぐらいの規模で選抜して、なぜソフトテニスが今回選ばれたのかなというのはちょっと疑問があるんですよけれども、わかれば教えてください。

**教育長職務代理者** 来年度はソフトテニス、もしくは今年度、過去、何か適切な例でご説明いただければと思いますが、いかがでしょうか。

スポーツ課長、お願いします。

**スポーツ課長** まず、ソフトテニスのメンバーですけれども、男女それぞれ選手8名ずつを予定しております。

**教育長職務代理者** 8名、それぞれですね。8名ずつですよ。

**スポーツ課長** はい。計16名ですね、選手が。あとは監督、コーチ関係と私ども事務局ということでございます。

それから、ソフトテニスを選ばれた理由ですけれども、小中体連等といろいろご相談させていただいて、ほかの候補もあったんですけれども、最終的に指導者の問題等がありましてソフトテニスが残ったという状況でございます。

**教育長職務代理者** 過去はいろんなスポーツが行っているということですね、剣道とか柔道も含めて。

スポーツ課長 そうですね、はい。サッカーとか。

教育長職務代理者 サッカーとか。

スポーツ課長 去年がバレー。

教育長職務代理者 バレーボールがことし来た。比較的団体スポーツが中心ですよ。

スポーツ課長 そうです。

教育長職務代理者 わかりました。

ほか。

私、それでは、ちょっと予算が減ったところの65ページ、上から2こま目の文化振興財団運営費補助金、1,200万減っているの、その状況を補足、が1点目。

それから、67ページの上から3こま目、美術展開催業務、これも416万で、内容が違うからということだろうと思うんですが、予算が実際に減っているの、この辺の背景と、それからそのさらに下の真ん中あたり、健康管理業務の児童生徒健康診断、これが250万円減っている。全体のボリュームが大きい事業ですから人数の差かなと思うんですが、それらについてお聞きできればと思います。

1点目が文化振興財団、2点目が美術展、3点目が児童・生徒の健康診断、お願いします。社会教育課長。

社会教育課長 まず、1点目の文化振興財団運営費につきましては、人件費の見直しを図ったことによりまして減額となったものでございます。これにつきましては、例年、ある程度余裕を持った形で要求していたもので、不用額を生じている状況でございました。こうしたことから、適正な額を積算した上で、改めて要求させていただいたということで減額になっております。

次の67ページの美術展開催業務の部分でございますが、こちらの減額につきましては、今年度は板倉鼎・須美子展を開催させていただいたところでございます。それに要する費用に比較して、来年度の松戸神社神楽殿佐竹派絵画展につきましては、規模的なものとか借用するものとかもろもろ、どの部分といっても非常に難しいんですけれども、規模がもう少し小さいものから、そこら辺に要する費用が減ったということで減額になったものでございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

健康管理業務は。保健体育課長、お願いいたします。

**保健体育課長** 保健体育課でございます。

健康管理事業のマイナスの部分ですが、1つはコメ印で事業概要で記載をさせていただきました、来年度から学校の健康診断が結構変わります。1つは、今まで寄生虫卵検査をやっていたんですけども、これが廃止となります。理由として、ほとんど陽性者がいないという。子供たちの食生活とか食べ方とかが変わってきたことによって、もう必要ないだろうと。

これが一番マイナスの大きな要因ですけども、そのほかにも座高の検査がなくなります。かわって、これは市場先生がよくご存じですけども、運動器検診というのがありまして、子供たちの骨や筋肉の状態、例えば、こうやって万歳してくださいとって両手が耳につかないとか、かかとをついてしゃがめないとか、こういうものを検査する運動器検診というのが入ってきます。主な減額理由は、このギョウ虫卵検査。

もう一つは、来年度の児童・生徒数が今年度に比べると若干減ります。そうしますと、心臓検診とか、それから尿検査の、これは積算するときに単価掛ける児童・生徒数でやりますので、その分が合わせて減額となります。合わせて205万9,000円の減額でございます。

以上でございます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

そのほか、よろしいでしょうか。ありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

ほかになれば、これをもちまして歳出の質疑及び討論は終結といたします。

次に、歳入の質疑及び討論に移ります。

歳入は全体を一括して質疑及び討論を行いますので、ご協力お願いします。

歳入について、何かいかがでしょうか。

これは、資料とすれば42ページからのを見てということになるかと思えます。42から49ですかね。これはご説明も簡単に済みましたが、出る根拠のお金がいろいろわかりにくいところはあるんですが。

伊藤委員、お願いします。

**伊藤委員** 歳入関係でちょっと気づいたのですが、45ページの高等学校の授業料が、28年度、4,300万ほど増えるんですけども、これは何ででしょうか。

**教育長職務代理者** 高等学校授業料の変化。これはちょっと担当課がない。

**学校教育部長** 担当課長が入れかわってしまったんで、ちょっと後で確認させて答えます。

**教育長職務代理者** この金額が変わるとするのは……。

学校教育部参事監 今回の3年生が、無償化だったのが卒業して全部が有料になってきますので、その1学年分のがふえてきます。

教育長職務代理者 授業料の無償化の、入学時にそうだった人が最終年度。

学校教育部長 今回の3年生までは無償だったのが、入れかわって。前の政権の……

教育長職務代理者 そういう仕組みだったんですね。

学校教育部参事監 そうですね。

教育長職務代理者 ちょうど、だから、3分の1相当が増えるということですね。

学校教育部参事監 そうです。

伊藤委員 わかりました。

教育長職務代理者 もし何か違うことがわかったら、また次回にでも補足していただければ。

歳入に関して、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、これをもちまして議案第47号についての質疑及び討論は全て終結といたします。

これより議案第47号を採決いたします。

議案第47号については、原案どおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 修正点はまた、誤字、脱字につきましてはよろしく申し上げます。

ご異議ないものと認め、議案第47号は原案どおり決定いたしました。

以上で秘密会を終了いたします。

関係職員及び傍聴人の入室を許可いたします。

(関係職員等入室)

教育長職務代理者 議案第46号、議案第47号につきましては、原案どおり決定しましたことを報告いたします。

本日予定していた議題は以上でございます。

---

◎その他

教育長職務代理者 それでは、その他に移ります。

まずもって、2点お願いしたいと思います。

1点目が組み体操の件につきましては、昨年来、いろいろと議論といいますか、報道等にも出ております。もう春の運動会シーズンが間もなくでございますので、もう何らかの方向性を持ってということで動きあるものと思いますので、ご報告を。

私も先日びっくりしました。松戸よみうりに禁止とかって出ているんですね、これね。ガイドライン策定まで禁止って、禁止じゃないはずなんだけれどもなとかって思いつつ。

**学校教育部長** それは、市長がそう言っている……

**教育長職務代理者** 言ったというね。市長も要請をしたという話でございますので、その辺のところについて1点目。

2点目は、インフルの状況についてご報告いただければということ、インフルエンザの状況についてということです。

じゃ、1点目の組み体操についてはどういたしましょう。

保健体育課長。

**学校教育部長** じゃ、現在、今の状況を、この間説明したのに追加して現在の状況という形でよろしいですか。

**教育長職務代理者** いいですか、保体課長。

**学校教育部長** はい。保健体育課から答えてもらいますけれども。

**保健体育課長** よろしく願いいたします。

**教育長職務代理者** お願いいたします。

**保健体育課長** 前回、ある程度これからの協議の話をさせていただいたんですけれども、大体計画どおりに、まず1月の下旬から小学校、中学校の校長会研修会というところで、各学校の来年度の予定をそれぞれ発表してもらいました。

主に中学校では、組み体操を同じ形ではできないと。それから、組み体操の代案ですね。やらない学校は、組み体操の代案を検討中。特に、ダンスとかソーラン節とかいわゆる民舞とか、ダンスを検討中というのが多くありました。

小学校では、共通しているものは、子供の安全を最優先にする。それから、若手教員の増加により、指導力の低下、あるいは子供の体力低下ということで、組み体操のけがは、今回大きな事故があった学校もあるんですけれども、対岸の火事と捉えないで、自分の学校でも起こり得ることだという認識を持っていた校長先生方が多くありました。それから、組み体操に求めている教育活動を他の内容でできないか、今検討しているということでした。その報告が2月の校長会でございました。

今後、校長会では、統一した方向性を持って1つのまとめをしていくという形で、年度内に何らかの形で文章化していくことが予定されています。

それを受けまして、教育委員会としては、校長会でそういう案がありますけれども、じゃ、教育委員会としては何かできるかということは今後検討していきたいなと思っています。今、頭の中にあるのは、組み体操について、これは一過性のものではなくて、組み体操だけではなくてほかの種目についても安全性を確保するためにどんな方法があるか、それらのものを組織をつくって検討していく、そういうことを考えております。これにつきましては、年度が明けたところで教育委員会として方向性を示していきたいなと思っております。

以上でございます。

**教育長職務代理者** ご報告でございますので、検討中というところであると。

市場委員、お願いします。

**市場委員** 今のお話だと、組み体操については基本的には校長会で審議をしているということで、教育委員会が一応違うものだとすると、教育委員会が主導しているわけではないという理解でよろしいですか。

**教育長職務代理者** 保健体育課長。

**保健体育課長** 以前、この会でもご意見いただいたんですけども、学校の主体性、それから学校の自立性、これを今非常に要求されるところでございますので、教育委員会としてはこういう方向でお願いしますよということではなくて、校長会、学校現場のボトムアップ型で進めているところでございます。

**市場委員** 校長会で統一したものを出すということですか。

**保健体育課長** はい。

**教育長職務代理者** 学校教育部長。

**学校教育部長** もとより私たちと校長会と一緒に話し合っている中で、一緒に話し合う場面の中で、そういう方向性が生まれてきたということはまず誤解がないように。丸投げしたわけでも何でもありませんので。そして校長会のほうで、ぜひ私たちのほうでまずは考え方をまとめたいということです。これは、その部分を教えていただくような形になると思います。そして、私たちはそれを踏まえて環境整備だとか、その他学校のほうでなかなかできない部分のところを支援をしていけるような方向で考えていきたいと思っておりますし、校長会がまとめた、前にお示した中にもありますように、学校の教育課程に関する、教育活動に関することとございますので、そこの自主自立的な部分は尊重していきたいと思っておりますし。

ただ、松戸の場合は一校一校がばらばらじゃなくて、みんなで統一したものをつくっていきこうというのが松戸の校長会の意向ですので、その部分は尊重していきたいと思っているところでございます。

**教育長職務代理者** 県教委のほうで何らか検討しているようなニュースが流れたんです、千葉県の教育委員会。

保健体育課長、お願いします。

**保健体育課長** 今、山田先生がおっしゃったように、先週あたり、ニュースになったことだと思うんですけども、簡単に言うと調査でした。まずは実施していますかと、実施している学校はどのくらいありますか、小中別に。それからけがは起きていますかとか、そういう内容だったんですけども、それをもとに県教委が検討しているということはつかんでいます。ただ、それに対して指針が出るかどうかというのは、まだわからないところでございます。

それで、実はこの内容は、松戸市ではもう随分早くやりまして、今県教委ではそういう調査をしているんですけども、本市としては6月、運動会が終わった後ですね。それから9月にも2校ありましたので9月、2回調査して、それについては市としては、県教委と同じような調査内容としてはまとめてございます。

**教育長職務代理者** 学校教育部長。

**学校教育部長** 実は、もうご存じかもしれませんが、きょう大阪市のほうで、大阪市教委が、市教委のほうからピラミッド、タワー禁止というのが出されました。その中では、松戸では検討していますというような事例も入って、早速取材もあったんですね、大阪のほうからも。ただ、私たちのところはなるほどなと思ったのは、それに対して、やっぱり現場からの反発、不満的な部分というのも出てきているんですね。自分たちでも、まだいろいろあるんじゃないかというような部分で。やっぱりその部分というのは、私たちも予測していましたし、やはり学校の教育活動の部分については、やっぱり自分たちで問題について深く考えていくという部分も必要ですし、その部分については、こうなるぞというんじゃないんですけども、歩調を合わせて、一緒に力を合わせていきたいなと思っているところでございます。

**教育長職務代理者** 何か、いいですか。

ここで議論をして、何らか私たちが言うべきものではないのかもしれませんが、ただ、非常に通常と違う動きでいろんな検討が進んだということです。今後のために、私とすると、自立的に教育の中から、その効果とリスクも含めて考えてきちっと着地しないといけなくて、外部の意見で変わっていったという実績になっていっては、私はいけないという意味で、校



長会からボトムアップというのはいいと思う。

ただ、時間がだんだん迫ってくるので、それが最後、時間切れのようなことで何となくの着地点で、例えば代案とか、同じ効果をどういう競技、あるいは運動会の中での取り組みをやるのかとか、そういったいろんなことを考え合わせた上で、よし、これでいこうというところに行く時間が、もう余りないなとふうな感じは持っておりますので。

**学校教育部長** そのこの部分は、確かに時間は迫っている部分もあるかもしれませんが、先ほど言いましたようにピラミッドとタワーだけじゃなくて、当然ここにもありますように話し合いが深まるほど、それ以外の部分もあるだろうとか、それ以外のところのけがもあるだろうとか、やっぱり話がどんどん深まっていく部分があるんですね。やっぱりそのこの部分は、時間だからではなくて、やっぱりそこは、最終的判断は、校長がもう結論は出していく部分なんですけれども、そこを今度は我々が公にする部分のものだと思うんですが、その部分については慎重に、じっくりとやっていきたいなと思っているところでございますので、そのこの部分は責任を持って対処していきたいと思っております。

**教育長職務代理人** 伊藤委員。

**伊藤委員** 運動会との絡みで言うと、今議論されているのは組み体操だけなんですか。それともそれ以外にも、例えば騎馬戦は危ないんじゃないかとか、あるいはリレーなんかも結構やっぱり交錯してけがしますよね。だから、そういったところはどうなんだろうとか、そういった議論までされているんでしょうか、その校長会のほうでは。

**学校教育部長** 切り口としてはピラミッド、タワーから入ったんですが、最初のその入り口論では、おっしゃるとおりの部分のところも出てきました。実際、けがというのは倒立しても骨折している子がいるという話が出ましたし、リレーでも大きなけがをしている子もいるということなので、安全・安心という、主目的な部分を含めて、今ちょっと広がった形で話されているところでございます。

**伊藤委員** そうすると、運動会そのもののあり方自身が、かなり変わる可能性もあると。

**学校教育部長** そうです、はい。そういう部分もございます。

**教育長職務代理人** 松田委員。

**松田委員** ちょっと考え方変わるんですけども、今回はいろんな課題を投げかけてくれたんではないかなというふうに思っているんです。教育課程というのは、もともと教育内容も含めて法令には従わなければいけないけれども、学校長が編成したり、責任を持って行うということになっています。ただ、教育委員会がそれを管理するというところになっていて、

教育委員会と学校との緊密な連携というのが考えられなければならないのは当然だと思います。しかし、今回市長の、私、正確な市長のご発言というのは知らされていないのでわかりませんが、市長部局のほうから教育内容についていろんなコメントがあったと受け止めています。考えるべきことはこういうことこそが総合教育会議議題として求められてくるべきものなのではないか、それともそこはやってはいけなかったのか、あるいはそれが当たり前なのか、教育委員会のシステムが変わった今だからこそ本当に議論すべきことではないかなと思いました。

それで、今回の件はただ単に、校長会がこういうふうに自主的に決めたからこうなんだよという程度にとどめないで、私たちが教育委員会として独立した執行機関であるということをしちんと守っていくためには、やはりどうあるべきだったのか、その辺は検証すべきではないかなというふうに思っています。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

ぜひ、総合教育会議の場で話題が出たら、私は自然だったと思うんですよ、これは。マスコミじゃなくてね。

**松田委員** 前回ね。

**教育長** そういう部分も含めてね……

**教育長職務代理者** その順番で議論が進んだということが、それがなかったら、じゃ、検討しなかったかのように伝わること自体が非常に信頼が醸成できていないという感じがする。

**教育長** まだ1年、総合教育会議を始めて1年間は経験していないんですけども、あのバランス、ここに市長さんがいるバランスから考えて、市長さんの発言の影響力を考えたら、やっぱりこの議論はできないと私は思います。今、松田委員からもあったように、学校の独自性、自立性をやっぱり一番私は尊重しなければいけないと思うし、そこと教育委員会がどんなバランスをとるかという問題のほうが大きくて、市長さんの発言に関しては、いろんな人がいろんな意見を言っています。

一方で、例えば、何日か前に大臣のほうも、もう組み体操は禁止とかという発言をしていました。そういうふうに、いろんな動きが今この問題についてはあります。だからなおさら余り急がないで、結局市長さんの発言も、マニュアルできるまでは禁止と言いましたけれども、お互いが理解を深めた上での運動会のあり方、体育祭のあり方、組み体をどうするか、あるいはそれにかわるものをどうするかとか、いろんな意見交換を今教育委員会と校長会でしているわけですから、その辺をじっくりまずは見ていたいなど。それで、皆さんのいろん

な意見もこうやって出していただいで、最終的には私たちのほうで校長会と相談して結論を出しますけれども、それに対して余り急がせないほうが、私もいいのかなというふうに思っています。

**教育長職務代理者** わかりました。

**教育長** 逆に、いいチャンスかなと。

**教育長職務代理者** そうですね。

部長おっしゃったように、これは組み体操だけの問題じゃない、伊藤委員もおっしゃったけれども。そういうことを常日ごろ深く考えていくということが、今後に向けていろんな場面で要求されてくるという時代だと、習い性でやっているのではないということになってくるんだろうと思いますので、この点につきましては、じゃ、引き続きよろしく願いいたします。

**保健体育課長** はい、また報告させていただきます。よろしく申し上げます。

**教育長** 現実には、もう本年度もやっていない学校は七、八校あるんですよね。

**学校教育部長** 80%、20%は。20校ぐらいは……

**教育長** ですから、いろんなことを各学校で考えながら取り組んでいるんですよね。

**教育長職務代理者** その延長にあるということ。

**学校教育部長** そうですね、はい。各学校の、結構もう答えの部分はかなり出ているんですよ。

あとは、その部分を今度、それこそこのときだけじゃなくて先々も含めて、ちょっとこの際だから、校長会のほうもじっくり考えていきたいという部分がありますので。

**教育長職務代理者** よろしく願いいたします。ありがとうございました。

続きまして、それではインフルエンザの状況について。

保健体育課長。

**保健体育課長** 続けてでございます。

インフルエンザの状況ということで、罹患している数もちろんですけども、まず学級閉鎖を行いますので、大体クラスの2割というのが1つの目安になっています。

それで、学級閉鎖の状況を調べてみました。3学期の始業式が終わって次の次の週あたりから学級閉鎖が出てきます。1月の3週目が2学級、4週目が1学級、1月の5週目に一気に16学級、それから先週、2月の1週目が34学級、今週はきのう現在では19学級ですけども、先ほど担当者から聞きましたらさらにふえたということで、例年、この1月の下旬から2月の中旬にかけてがピークとなります。

それで、罹患している子供たちはA型とB型がほとんどなんですけれども、大体A型とB型で1,600名ぐらい。ちょっと型は不明だということも合わせますと、大体2,053名の児童・生徒がインフルエンザに罹患している状況でございます。

教育委員会としては、今月の校長会、それから先月の校長会、それから感染性胃腸炎がはやることも見越して、11月ごろから感染拡大防止については話してまいりました。1つはうつらない、もう一つはうつさない、もう一つ大事なのは、私たちが新型インフルエンザを経験したときに思ったことなんですけれども、うつってはいけない子が学校の中にはいます。感染弱者と呼ばれる子供たちです。例えば白血病から治癒した子供だとか、あと小児糖尿病とか、そういう子供たちの基礎疾患を把握しなさいということをご各学校に働きかけてまいりました。

特に罹患数につきましては、例年と比べて、今のところまだ若干少ないんですけれども、この後、もしかしたらちょっとピークが後にずれてくるかもしれません。ふえる可能性もありますので、十分注意していきたいなと思っています。

この状況については、学校と教育委員会のイントラネットがあるんですけれども、そこで全て全校で共有しています。どの学校の何年何組が今閉鎖していますよと、それからこういうことに注意してくださいとか、そういう形で共有している状況でございます。

以上でございます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

市場先生、何か。

**市場委員** 特になんていんですけれども……

**教育長職務代理者** 毎年のおおりですね。

**市場委員** ただ、ことしは本当に最初が遅かったことはあると思います。

**保健体育課長** そうですね。暖冬だったから。

**市場委員** それで、ここに来てすごくふえたという印象はあって、トータルとしてどうなるかはちょっとわかりませんが、本当に今はすごく多いと思います。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

そんな状況でございます。

そのほか、委員のほうから。そうしたら市場委員から。

**市場委員** まちっこプロジェクトというものを医師会で、教育委員会の方に協力していただいて、医療に関する健康事業を中学校でやるということをやりました、今年度から。それ

で、12月に旭町中で「いのちの尊さ」という授業をやって、1月になって河原塚中と二中で認知症の授業をしました。我々全く、一般市民、大人に対して話をするということは時々あることなんですけれども、中学生、子供に対して話をするということはほとんど経験のないことなので、内容を含めて保健体育課の方に非常にご協力いただいて、一応プログラムを組んでやりました。

実際に、それがどの程度効果があって、それこそさっきのプロジェクトの評価とかということについても難しい話だなということはあるんですけども、こういう健康授業を医者ができることによって、専門職として、学校の先生じゃなくて専門職ができることによって、また違った効果があらわれてほしいなというのが、数年たったらあらわれてほしいなというのがこちらの願いです。

まちっこプロジェクトは学校で生徒に授業をすることによって、その授業を受けた生徒そのものも健康意識を高めるということももちろんなんですけれども、事後課題として、親とかに授業の内容を話をしてディスカッションをしてくださいということをして事後課題として出しています。それによって、直接授業を受けた中学生だけではなくて、親世代に対してもいい影響を与えようという意図があるプロジェクトになっています。

今年度3学校でやらせてもらって、来年度以降はどうなるかはまだ未定というか、こちらはやる気あるんですけども、学校のほうでどれぐらい協力いただけるかまだわからない話なんですけれども、なるべく拡大していきたいと医師会は思っているんで、また引き続きよろしくをお願いします。

あと、このプロジェクトの市民向け報告会というのを3月27日の日曜日に市民会館でやることになっております。なかなか人集めに苦労しそうな講演会になると思いますので、お時間のある方はぜひご参加をお願いします。

**教育長職務代理者** ご報告でございました。ありがとうございました。

これは医師会のほうの経費で。

**市場委員** そうですね。今回は医師会の経費でやりました。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

**教育長** もうおんぶに抱っこ。

**教育長職務代理者** やる気はあるということで、あとは現場がということで。ありがとうございました。

そのほか、各委員から何かありますか。

なければ、事務局より何かご報告、その他ありますか。

それでは、進行を教育長にお戻しします。

**教育長** お疲れさまでした。

それでは、次回の教育委員会会議の日程について、事務局のほうでお願いします。

**教育企画課長** 次回の教育委員会会議の日程についてでございますが、平成28年3月9日水曜日、午後2時から、こちら5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。

**教育長** もう一度お願いします。

**教育企画課長** 平成28年3月9日水曜日、午後2時から、こちら5階会議室。

**教育長** それでは、平成28年3月の定例会でございますが、平成28年3月9日の水曜日、午後2時から、こちら5階会議室で開催されてはいかがでしょうかということで、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

**教育長** それでは確認します。

3月定例教育委員会会議は、平成28年3月9日水曜日、午後2時より、ここ5階会議室にて開催いたします。

---

#### ◎閉 会

**教育長** 以上をもちまして、平成28年2月定例教育委員会会議を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 4時30分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員